

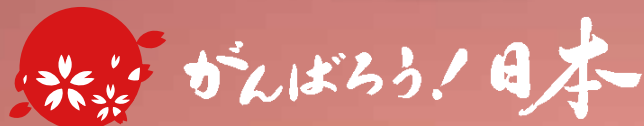
ANTA NEWS

vol.238

2018

1・2

january/february



巻頭特集

年頭挨拶 二階会長・田村観光庁長官

「第13回 国内観光活性化フォーラムinこうち」開催!

協会情報

平成29年度 臨時総会、第179回 理事会の開催

ANTA常任委員会・監事紹介

新旅行業法及び旅行業法施行規則の施行(平成30年1月4日)

観光庁「次世代の観光立国実現に向けた観光財源の在り方」をとりまとめ

ANTA主催苦情対応勉強会／苦情対応セミナー

平成29年度 国内旅行業務取扱管理者試験 実施結果

特別寄稿

特集 観光の宝庫 中国 ジャスミン茶の一大生産地 福建省・福州市



ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

一般社団法人 全国旅行業協会

巻頭特集

年頭挨拶 二階会長・田村観光庁長官2・3
新年のご挨拶 三役・支部長・監事4・5
「第13回 国内観光活性化フォーラムinこうち」開催！6・7

協会情報

平成29年度 臨時総会、第179回 理事会8・9
旅行業法の一部改正に係る説明会9
ANTA常任委員会(苦情弁済委員会・経営推進委員会)・監事紹介 ...10・11
新旅行業法及び旅行業法施行規則について12~15
観光庁「次世代の観光立国実現に向けた観光財源の在り方」をとりまとめ 16
国土交通省 年末年始におけるテロ対策の徹底について周知依頼
ANTA主催苦情対応勉強会／苦情対応セミナー18
平成29年度 国内旅行業務取扱管理者試験 実施結果19
九州北部豪雨災害被災地を観光団体一行が訪問20
平成29年度 国内旅程管理研修20
地域伝統芸能全国大会「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会しまね」 ...21
平成29年度 ANTA会員実態調査集計報告(その2)22~24
特集 観光の宝庫 中国 ジャスミン茶の一大生産地 福建省・福州市 ...26・27
支部だより(東京都支部・埼玉県支部・大分県支部・山梨県旅行業協会) 28~32
観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報34
平成29年10月・11月 正会員入会者・退会者44・45
(株)全旅からのお知らせ46・47
パズルでひと息／全旅協の動き48

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」(第5回)35~37
連載「添乗からのメッセージ」(第45回)39・40



臨時総会



臨時総会



第179回 理事会



旅行業法の一部改正に係る説明会



〈表紙の写真〉
高知県 桂浜 かつらはま
高知県を代表する景勝地の一つ。浦戸湾口、龍頭「りゅうず」岬と龍王岬の間に弓状に広がる海岸で、「月の名所は桂浜・・・」と土佐民謡「よさこい節」に詠われ、太平洋を望んで立つ坂本龍馬の銅像もある。

西郷、大久保が生まれ育った鹿児島市加治屋町に “西郷どん 大河ドラマ館” オープン

お得な前売券を
販売中!

平成30年1月13日(土)
~平成31年1月14日(月・祝) 無休

- 開館時間／9:00~17:00(最終入館16:30)
- 場所／鹿児島市加治屋町20-1(鹿児島市立病院 跡地)
- アクセス／JR九州 鹿児島中央駅東口より徒歩13分
カゴシマシティビュー「西郷どん大河ドラマ館前」バス停下車すぐ
- 入場料／大人(高校生以上)600円(前売券480円)
小人(小・中学生)300円(前売券240円)

「西郷どん 大河ドラマ館」の 展示室イメージ



【スタジオセット再現】
西郷、大久保が幼き頃過ごした下加治屋町の西郷家と大久保家をイメージしたセットの一部を再現します。



【御前相撲 衣装展示】
“御前相撲”の撮影で使用された篤姫の衣装等の展示を行います。



【西郷どんクイズ】
ドラマ内での題材をテーマとしたクイズを、プロジェクションマッピングを活用し、臨場感溢れる映像でお楽しみいただけます。



【西郷どんシアター】
鹿児島県内で行なわれたロケーション撮影のメイキング映像など、ここでしか見られない映像をお楽しみいただけます。



■主催 大河ドラマ「西郷どん」鹿児島市推進協議会

西郷どん 大河ドラマ館 公式ホームページ
<http://www.meijiishin150countdown.com/drama/>

■前売券・入場券についてのお問い合わせ
西郷どん 大河ドラマ館 入場券販売管理センター

TEL.099-808-3153(さいごうさん)

国内観光の活性化と旅行業発展の年に向けて

一般社団法人 全国旅行業協会 会長 二階 俊博



明けましておめでとうございます。
本年が実り多き年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

全国旅行業協会は、全国5600社を超える会員、ご関係の方々のご理解とご支援のお陰で、日々躍進を続けております。協会の活動に対する皆様のご協力に心より感謝を申し上げます。

新たな年を迎えるに当たり、当協会は、本年2月14日に高知県高知市

の高知県立県民文化ホールにおいて「第13回国内観光活性化フォーラム in こうち」を開催いたします。全国47支部の代表をはじめ、自治体関係者、旅行・観光関係者など全国各地の方々が高知の地にお集まりいただき、本フォーラムを成功させ、地域の観光資源を生かした国内旅行の活性化につなげていきたいと考えております。

国内観光では、自然災害で被災した地域の観光復興の応援など、「観光復興支援キャンペーン」を展開するとともに、観光庁、都道府県などの行政当局、旅行・観光関係諸団体とも協力・連携して、全会員が一体となって国内旅行の需要喚起を通じた国内観光の振興に努めて参ります。

国際観光では、観光は文化であり、観光産業は平和産業であると常々申し上げております。観光はのこぎりを引くように、私たち観光業

界が先頭に立つて、さまざまな国・地域との双方向の交流を繰り返して、旅行需要の喚起のために奮起して取り組みることが何よりも重要であります。

また、本年1月4日から旅行業法改正が施行されました。旅行サービス手配業者の登録制度の導入、旅行業務取扱管理者の資格者研修の義務化などの改正内容に対応して、旅行業協会として会員への指導に努め、旅行取引の適正化、旅行の安全確保と旅行者の利便の増進に万全を期して参ります。

当協会は昨年10月に本部事務所を港区赤坂に移転し業務を開始しました。平成5年から29年まで事務所を構えた虎の門の田中山ビルでは、平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震などの自然災害発生への対応、21世紀の幕開けに起きたコンピューター西暦

2000年問題への対応、21世紀のインターネット利用による情報化の急速な進展、平成20年10月の観光庁発足、観光立国を目指した国を挙げてのインバウンド政策の展開と訪日外国人の急増など、観光を巡る大きな変化に対応して参りました。新しい事務所においても観光の発展を担う観光産業の一翼として、役員が一致協力して協会活動の活性化と旅行業の発展のために取り組んで参る所存であります。

観光が明るくなれば、世の中は必ず明るくなります。今こそ観光に関わる行政と産業が一体となって、これまで培ってきた長年の経験と英知を結集して力を発揮し、観光産業の発展に努めたいと存じます。

年の始めに当たり、所感の一端を申し述べました。平成30年の皆様のご繁栄とご多幸を祈念し、年頭のご挨拶といたします。

2018年は、「観光産業の力の見せどころ」

観光庁長官 田村 明比古



あけましておめでとうございます。
2018年の新しい年を迎え、謹んで新春の御挨拶を申し上げます。
2017年を振り返りますと、訪日外国人旅行者数は、280万人半ばに迫る勢いとなり、訪日外国人旅行消費額は、4兆円を超えるものと思われま

す。
また、日本人の海外旅行は、前年を上回って1800万人前後となると見込まれます。一方、国内旅行については、全体として微増となる見通しです。
これまでのインバウンドは、日本がもともと持っていた底力と、マーケットの勢いで伸びてきました。ここから先は、観光地域を支えている広い意味での観光産業がグレートアップできなければ、これからの上り坂はきついものとなります。

政府は、「明日の日本を支える観光ビジョン」により、観光資源の魅力の向上、観光産業の国際競争力の強化、ストレスフリーな旅行環

境をつくるという三つの柱で取り組んできております。

なかでも観光産業の取り組みを加速させる必要があります。人材不足の状況に対応するべく、生産性向上についても政策的に支援するとともに、高齢者、女性、外国人なども活躍できる環境を整備する必要があります。

今後さらに増加する観光需要に対しては、高次元で観光施策を実行する必要があります。そのため、国際観光旅客税が2019年1月から導入されることとなりました。

これにより、わが国の旅行環境の整備を加速し、国内外の旅行者の満足度向上につなげたいと思っております。国民の皆様のご理解、ご協力がいただけるよう引き続き努めてまいります。

また、2018年は、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が1月に住宅宿泊事業法が6月に施行されます。

民泊新法の規制の下で健全な民泊サービスの普及を目指します。

通訳案内士法の改正では、業務独占規制の廃止や全国通訳案内士に対して定期的な研修制度の導入等の見直しを行うことにより、急増する訪日外国人旅行者や多様化するガイドニーズに的確に対応してまいります。

旅行業法の改正では、旅行サービス手配業（ランドオペレーター）の登録制度を創設するとともに、着地型旅行を企画、販売しやすいように制度を改正しました。

さらに、新しいコンテンツを増やそうと、「『楽しい国日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」をスタートさせました。訪日旅行の滞在を楽しむものとするため、観光資源を発掘し、魅力を向上させるのが狙いです。

訪日プロモーションでは、アジアはもとより、市場調査の結果に基づいて欧米豪市場を対象にグローバルキャンペーンを展開いたします。徹底した国別戦略に基づくプロモーションを実施するとともに、デジタルマーケティングを本格的に実践いたします。

受入体制については、個人客が全国各地を訪れるようになればなるほど、課題も一層浮彫りになってきています。すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、ICT等の活用によるコミュニケーションの円滑化や観光案内サービスの充実、地方部においても、公共交通機関やレンタカーなどの利用環境の改善による周遊環境の整備や、無料Wi-Fiの更なる充実等を推進してまいります。

それに合わせて地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりを推進するため、DMOの形成育成を加速してまいります。その上で、訪日外国人旅行者を戦略的にターゲットとし、地域の創意工夫を活かした魅力的なコンテンツを提供できる体制を構築している世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成育成に取り組んでまいります。

特に、農山漁村をはじめ各地に存在する古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進をより一層加速させるため、意欲ある地域の取組みを官民一体となってワンストップで積極的に支援してまいります。

一方、依然として、日本の旅行消費額の8割以上は、日本人の国内外の旅行であります。日本人の旅行消費額を増加させる取組も大変重要であります。

アウトバウンドについては、各国との双方向の人的交流を拡大させWin-Winの関係が重要であり、その中でもこれからの旅行

需要をけん引する若者の海外旅行を層促進していく必要があることから、「若者のアウトバウンド活性化に関する検討会」を立ち上げました。今後関係省庁を巻き込んだ取組を進めて参ります。

また、政府を挙げて行っている多くの取組は、インバウンド向けだと思われがちですが、実際には、われわれ日本人の国内旅行の利便性や満足度向上にもつながるものであり、必ずや国内需要の拡大にも貢献するものと確信しております。

さらにビジネスで訪日される方も重要です。特に国際会議等いわゆるMICE誘致については、産学官の一層の連携強化を図ることにより、日本の国際競争力をさらに強化し、より多くの国際会議等をわが国に誘致してまいります。

観光庁は、旅行業や宿泊業だけではなく、幅広い業種の皆さんの参加によって観光産業を発展させていくことにより、「ワクワク」「ドキドキ」「ほっとする」「楽しい」そして「もう一度行きたい」という世界が訪れたいくなる日本を目指したいと思

います。
これから観光が益々発展していくためには、政府などの「官」が環境整備する中で、観光産業の「民」が力をフルに発揮していただく必要があります。

2018年は、「観光先進国」を実現する上で、目標となる2020年に向けて、観光地も含めた観光産業の底上げをはじめとするさまざまな努力をギアアップしていく年だと考えています。
観光関係の皆様、国民の皆様におかれましては、今後とも観光政策にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年明けましておめでとうございます
本年も会員の皆様と共に旅行業界発展のため 頑張ってまいります

三 役

会長
二 階 俊 博

副会長
近 藤 幸 二

副会長
國 谷 一 男

副会長
永 野 末 光

専務理事
有 野 一 馬

秋田県支部長
高 橋 哲 朗

山形県支部長
佐 藤 順 仁

福島県支部長
紺 野 平

関東地方

理事
茨城県支部長
長 山 克 己

栃木県支部長
荒 井 賢 治

群馬県支部長
山 口 剛

常任理事
埼玉県支部長
浅 子 和 世

理事
千葉県支部長
戸 谷 賢 一

京浜地方

常任理事
東京都支部長
駒 井 輝 男

理事
神奈川県支部長
坂 入 満

山梨県支部長
菅 沼 稔

北信越地方

新潟県支部長
佐 藤 幸 一

長野県支部長
相 馬 靖 子

富山県支部長
永 守 徹

常任理事
石川県支部長
北 敏 一

福井県支部長
野 地 敏 行

東海地方

岐阜県支部長
神 谷 利 夫

静岡県支部長
渡 井 浩 昭

常任理事
愛知県支部長
藤 田 雅 也

三重県支部長
小 西 靖 司

近畿地方

滋賀県支部長
中 河 茂

京都府支部長
尾 池 文 章

理事
大阪府支部長
吉 村 実

兵庫県支部長
山 口 嘉 幸

常任理事
奈良県支部長
中 川 宜 和

和歌山県支部長
桃 原 哲 生

中国地方

鳥取県支部長
馬 場 進

島根県支部長
小 河 英 樹

岡山県支部長
松 田 良 治

常任理事
広島県支部長
花 岡 正 雄

山口県支部長
瀬 川 和 久

四国地方

徳島県支部長
大 谷 稔

香川県支部長
西 岡 宏 之

愛媛県支部長
井 上 浩 史

常任理事
高知県支部長
山 中 盛 世

九州地方

福岡県支部長
森 岡 敏 夫

佐賀県支部長
村 山 輝 昭

常任理事
長崎県支部長
岩 本 公 明

熊本県支部長
松 嶋 洋

大分県支部長
土 師 隆 富

宮崎県支部長
柊 崎 庄 二

鹿児島県支部長
村 尾 弘 行

沖縄県支部長
崎 山 喜 孝

監 事
川 崎 紘

監 事
日 暮 良 夫

監 事
酒 井 和 夫

《2月14日開催》

「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」
でかけよう四国 よさこい！土佐こい！



第13回国内観光活性化フォーラムinこうちが平成30年2月14日(水)に高知県高知市の高知県立県民文化ホールにて当協会の主催、(株)全旅の共催により開催されます。

2月14日(水)は、基調講演・記念講演を中心としたシンポジウムが開催され、尾崎正直高知県知事による記念講演の後、記念対談として「釣りバカ日誌」ハマちゃんのモデルとなった高知大学特任教授の黒笹慈幾氏と共に登壇されます。

また、ブースコーナーでは県民文化ホール内の第一展示場と会場の向かいにある鷹匠公園を第二展示場として、高知県内の観光PRブースや一般ブースが多数出展予定です。

本フォーラムでは「でかけよう四国 よさこい！土佐こい！」、「はじまりは幕末維新の国から 龍馬とたたきも待ちゆうき ようこそ志国高知へ」を大会スローガンとして、ANTA会員をはじめ、多くの皆様をお迎え致します。

明治維新から150年を迎えた、偉人ゆかりの地「高知県」の新たな観光素材を体験していただきますようお願い致します。



山中盛世

地元実行委員長
(四国地方支部長連絡会議長・高知県支部長)

皆様、新年明けましておめでとうございます。間もなく2月14日(水)に高知県高知市の高知県立県民文化ホールにて「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」が開催されます。「はじまりは幕末維新の国から 龍馬とたたきも待ちゆうき ようこそ志国高知へ」を地元スローガンとして、地元実行委員会一丸となって皆様をお迎えする準備を進めております。

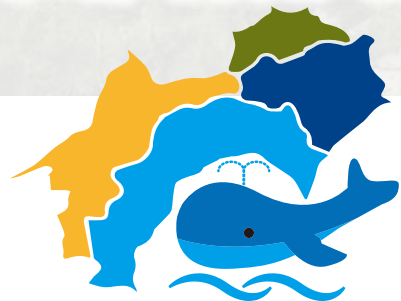
平成30年は「明治維新」から150年の佳節を迎えました。明治維新は日本が近代国家に生まれ変わる一大転換期でした。その明治維新の立役者と言えば薩長同盟を成し遂げ、倒幕の原動力となった土佐が生んだ幕末の英雄「坂本龍馬」です。高知県においては、平成29年3月から「志国高知 幕末維新博」が開催されており、同時にオープンした「高知城歴史博物館」をはじめ、JR高知駅前の「こうち旅広場」を中心に、県内21会場において、本年まで2年間に亘り幕末から明治維新の土佐の歴史を紹介する多彩なイベントが開催されております。

高知へご来訪の節は、土佐の「歴史文化」をご堪能頂き、高知県の自然・歴史・文化・食・人の魅力を全国に紹介・発信する絶好の機会と捉えておりますので、全国ANTA会員の皆様のお越しを心よりお待ちしております。

でかけよう四国
よさこい！土佐こい！

はじまりは幕末維新の国から
龍馬とたたきも待ちゆうき
ようこそ志国高知へ

第13回 国内観光活性化フォーラム inこうち



開催日：平成30年2月14日(水)

会場：高知県立県民文化ホール(高知県高知市)
高知市本町4丁目3-30



写真提供：高知県、(公財)高知県観光コンベンション協会

■主催



一般社団法人全国旅行業協会

■共催：株式会社全旅

後援：国土交通省、経済産業省、観光庁、高知県、46都道府県、(公社)日本観光振興協会、(一社)日本旅行業協会、(一社)日本旅館協会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会ほか

《平成29年度臨時総会》《第179回理事会》

旅行サービス手配業の創設に伴う協力会員制度及び協会会費設定を承認
観光庁による「旅行業法の一部改正に係る説明会」を総会終了後に開催

平成29年度臨時総会（二階俊博会長による開会挨拶（平成29年12月7日））

平成29年度臨時総会が12月7日（木）午後1時から東京都千代田区の都市センターホテルで開催された。

今回の臨時総会は、旅行業法改正により旅行サービス手配業が創設され、平成30年1月4日から施行されることに伴い、新たに当協会に協力会員制度を設け会費を設定することが必要となり、そのための定款の一部変更を行うため開催された。臨時総会には89名の部内役員、支部長及び正会員が出席、4134通の委任状が提出され、大谷稔徳島県支部長が司会を務め、近藤幸二副会



近藤幸二副会長

長の開会宣言でスタートした。冒頭、二階俊博会長より開会挨拶がなされ「平成28年1月15日に発生した軽井沢スキバス事故は誰もが心を痛める事故であり、会員の皆様におかれてはこれまでもご協力いただいているところではあるが、日頃から何があっても絶対に事故だけは起こさないという大きな決意をもつて対応し、安全対策の徹底を努めていかなければならない。また、今年も残り少なくなる中、会員の皆様におかれてはお互いに力を合わせて、旅行業界の発展のために皆で努力し真剣にチャレンジしていくことを互いに誓い合いたい。皆さんの一層の協力を期待したい。」との挨拶がなされた。

続いて、事務局から出席会員数及び委任状提出数が定足数を満たし、本総会が成立したことが報告された。その後、議長の神谷利夫岐阜県支部長、副議長の大久光昭宮城県支部長が選任され、野地敏行



大谷稔徳島県支部長による司会



左より神谷利夫議長（岐阜県支部長）、大久光昭副議長（宮城県支部長）

福井県支部長及び吉村実大阪府支部長が議事録署名名人に指名された後、議事に入り、議題として1議案が提案され、審

議が行われた。主な内容は次のとおり。

第1号議案…定款の一部変更案

観光庁は、ランドオペレーターを巡る諸問題へ対応するため、新たに「旅行サービス手配業」として旅行業法の登録制度を設けるとし、業務の規制が行われるとともに、旅行業協会についても、旅行サービス手配業者の入会、法定業務として苦情処理、研修、指導及び調査広報の業務の追加等を行うことを内容とする旅行業法の改正を行い、平成30年1月4日から施行された。

当協会としても新たに法定業務へ「旅行サービス手配業者」に関する業務を、また、「旅行サービス手配業者」に関して、入会及び退会の関係項目

に「協力会員」に係わる文言を追加するとともに、協力会員の会費の納入に係る条項を追加することとし、施行日は、法改正と合わせ平成30年1月4日とすることが有野専務理事より説明・提案され、原案通り承認された。

最後に、永野末光副会長により閉会挨拶がなされた。

第179回理事会



永野末光副会長



第179回理事会（平成29年12月7日）

臨時総会終了後、第179回理事会が開会され、旅行サービス手配業の創設に伴う協会会費の設定について協議がなされ、協力会員として本部会費は5万円、支部会費は5千円とし、施行日は法改正と合わせ平成30年1月4日とするが、提案され、原案どおり承認された。



旅行業法の一部改正に係る説明会（萩川直也観光庁審議官）

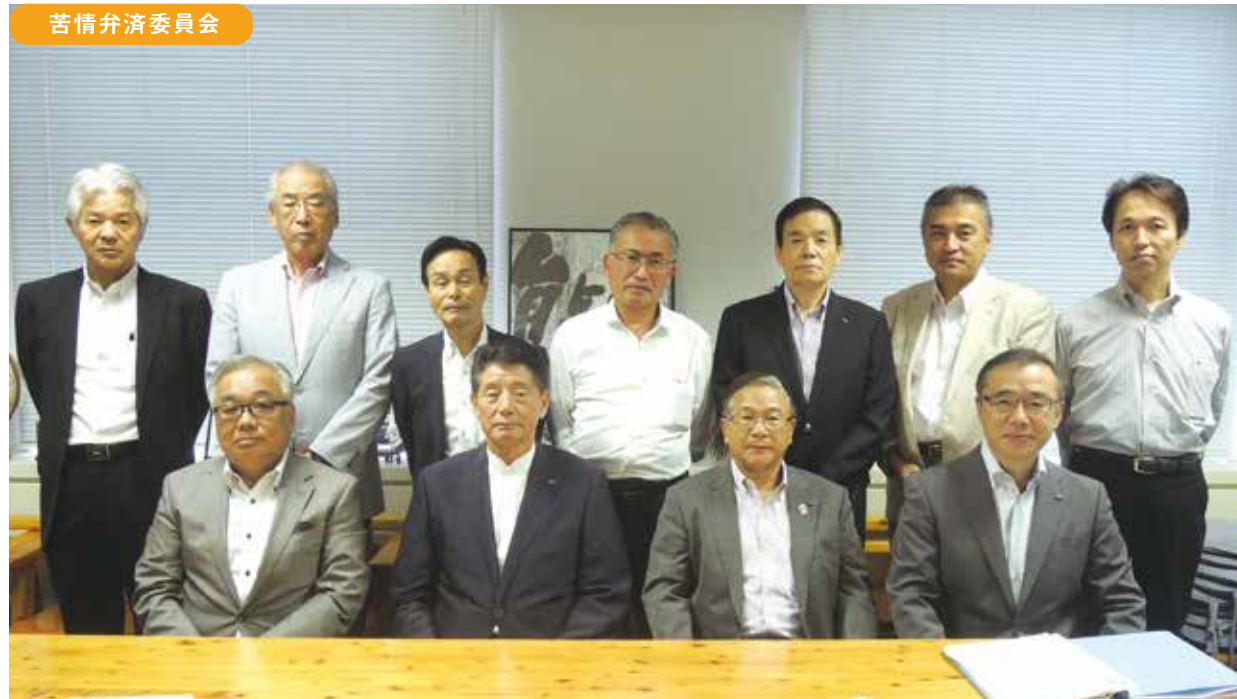


國谷一男副会長

旅行業法の一部改正に係る説明会
理事会終了後、14時より総会場で「旅行業法の一部改正に係る説明会」が開催された。本説明会では、観光庁の萩川直也審議官より平成30年1月4日施行の改正旅行業法の経緯と主な内容、観光施策の財源として検討している「国際観光振興税」等について説明がなされ、その後、質疑応答が行われた。

ANTA常任委員会・経営推進委員会・監事紹介

苦情弁済委員会



苦情弁済委員会（前列左より中川副委員長、高橋委員長、永野副会長、有野専務理事、後列左より佐藤委員、坂入委員、森岡委員、神谷委員、山口委員、荒井委員、山本弁護士）

■苦情弁済委員会

苦情弁済委員会は、旅行業法に基づく苦情処理業務と弁済保証業務を担当しております。

委員会のメンバーは、高橋幸司委員長（岩手県支部長）、中川宜和副委員長（奈良県支部長）、荒井賢治委員（栃木県支部長）、山口剛委員（群馬県支部長）、坂入満委員（神奈川県支部長）、佐藤幸一委員（新潟県支部長）、神谷利夫委員（岐阜県支部長）、森岡敏夫委員（福岡県支部長）の8名で、担当副会長は、永野末光副会長です。

苦情業務として、消費者と会員である旅行業者との間に発生した苦情の解決に努めております。当協会主催の苦情対応勉強会においては、苦情発生防止を図るため、苦情事例を検証するとともに、旅行者からの苦情が発生した場合に、旅行業者としてどのような対応をするべきかを習得することを目的に開催しており、本年度は全国7会場（長野県、神奈川県、北海道、埼玉県、大

分県、広島県、兵庫県）において開催いたしました。

そして、当協会とJATAとの合同で日常発生しやすい旅行のトラブル案件について、未然防止の観点から旅行業法及び旅行業約款の関連条項を再確認するとともに、苦情相談の実例を基に苦情相談への対応及び苦情処理の方法等を習得することを目的とした苦情セミナーを、本年度は全国3会場（福岡県、愛知県、宮城県）で開催いたしました。

また、弁済保証業務では、山本厚弁護士のご指導の下で、発生した認証申出に対して、慎重かつ公正な審査を行い、円滑に推進しております。

■経営推進委員会

経営推進委員会は、主に旅行需要の喚起・拡大による旅行業の活性化と観光産業の発展に貢献する事業を行っています。

委員会のメンバーは、北敏一委員長（石川県支部長）、山中盛世副委員長（高知県支部長）、紺野平委員（福島県支部長）、

長）、長山克己委員（茨城県支部長）、市川享委員（東京都支部運営委員）、小西靖司委員（三重県支部長）、桃原哲生委員（和歌山県支部長）、村山輝昭委員（佐賀県支部長）の8名で、担当副会長は、近藤幸二副会長です。

本年2月14日には「第13回国内観光活性化フォーラム in こうち」を高知県高知市で開催いたします。本大会では、ANTAの全国支部組織の連携、結束の強化を図るとともに、開催県を中心とした国内観光の活性化を目的とし、着地型旅行（地旅）の推進をして参ります。

国際観光交流事業では、近隣諸国との友好交流事業に参画し、双方向の国際観光交流の推進を図っていくほか、観光立国実現に向けた国のアクションプログラムに協力し、インバウンドの旅行促進に努めて参ります。

また、旅行災害補償制度の利用促進、旅行業における社会的信用の増大と公共性の確保等を目指した社会貢献活動に努めて参りますので、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

経営推進委員会



経営推進委員会（前列左より近藤副会長、北委員長、山中副委員長、有野専務理事、後列左より紺野委員、長山委員、桃原委員、村山委員、小西委員、市川委員）

■監事監査

監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査するなど、当協会の運営が適正に行われるための重要な役割を担っております。

監事監査は、川崎紀監事、日暮良夫監事、酒井和夫監事の3名により行われ、國谷一男副会長及び有野一馬専務理事の立会いのもとで適正な監査を実施しております。

また、監事の役割として、理事会への出席により当協会の業務運営の状況を把握し、法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われることのないよう監視するとともに、理事に事業の報告を求め、協会業務及び財産の状況を調査する権限（一般社団・財団法人法第99条第2項）を行使して、理事の職務の執行状況を監査し、また、四半期ごとの計算書類等の会計監査及び事業報告も含む業務監査を行い、これらを基にして監査報告を作成し、定時総会において報告をしております。

監事監査



監事（前列左より酒井監事、川崎監事、日暮監事）、後列左より有野専務理事、國谷副会長

新旅行業法及び旅行業法施行規則について

《平成30年1月4日施行》

一般社団法人全国旅行業協会

平成29年の通常国会において旅行業法及び通訳案内士法の一部改正法案が成立し、平成29年6月2日に公布（以下「新旅行業法」という）されました。その後、国土交通省令改正（旅行業法施行規則の一部改正）等の準備が進められ平成30年1月4日から施行されました。今回の法改正の背景、規制緩和、規制強化等の内容を説明いたします。

1. 法律改正の背景

観光庁は、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図るため、着地型旅行の促進の環境整備及びランドオペレーター業務の適正化のための制度を旅行業法に追加しました。

① 地域独自の自然や文化を体験できる旅行商品の提供を促進するための環境整備

観光庁によると、(一)地域体験・交流型の旅行商品(いわゆる「着地型旅行商品」)に対するニーズが高まっていること、(二)ホテル・旅館・DMO(観光地経営組織)等からの旅行業の登録容易化への規制緩和の要望、(三)平成25年4月に創設された地域限定旅行業に関して、旅行業務取扱管理者を営業所ごとに1名を選任する要件を緩和してほしいとの要望がなされたこと、等が挙げられています。

② 一部のランドオペレーターの不健全な業務の実態

一部のランドオペレーターの不健全な業務の実態に起因して、旅行の安全や取引の公正が脅かされる事案が発生しているため、旅行商品の質の確保や旅行者の保護を図ることが課題となりました。

(ア) 旅行の安全性低下事案の発生

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故に関して、旅行者者と貸切バス事業者との間にランドオペレーターが介在し、旅行者者がランドオペレーターに旅行手配を丸投げしたことにより安全性が低下したのではないかとの指摘があり、旅行商品の質の確保を図るため、ランドオペレーターの業務の適正化を図ることが急務とされました。

(イ) 取引の公正を脅かす事案の発生

訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした免税店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、訪日外国人旅行者の保護を図るため、ランドオペレーターの業務の適正化を図ることが急務とされました。

2. 地域体験・交流型旅行商品の販売促進、ホテル・旅館の旅行業への参入の容易化(規制緩和)

追加され、その記載が必要となります。(法第12条の4第2項)

④ 旅行業務に関する契約時の書面事項

新旅行業法において旅行者等は、旅行業務に関する契約を締結したときは、旅行者以外の契約の相手方に対しても国土交通省令で定める書面を交付しなければなりません。(法第12条の5第3項、第4項)

国土交通省令では、(一)取引をする者の氏名・住所等、(二)旅行者に提供すべき旅行サービスの内容、(三)旅行者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱料金、(四)旅行業務を取り扱う営業所の名称・所在地、(五)旅行業務取扱管理者の氏名、(六)契約締結の日月日等が定められました。なお、情報通信技術の利用も可能です。(省令第27条の4、第27条の5)

5. 「旅行サービス手配業」制度の追加

(1) 登録制度の導入

① 登録の義務づけ
今回の改正により、「旅行サービス手配業」を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければなりません。(法第23条、省令第42条)

旅行者等の場合と同様に、観光庁長官の権限を旅行サービス手配業者の主たる営業所を管轄する都道府県知事に行わせることが政令で定められました。なお、旅行者とは異なり、5年毎の登録の更新制度はありません。(法第67条)

② 旅行サービス手配業者とは

① 地域限定旅行者の取扱区域の見直し

地域限定旅行者の企画旅行手配旅行の取扱区域は、自らの営業所の存する市町村及びその市町村に隣接する市町村に限定されています(募集型企画旅行商品の企画・販売に關しては、第3種旅行者も同様です)。今後、隣接する市町村の隣に空港、拠点駅等がある場合等には、営業区域に含めるよう、関係告示の改正が行われる予定です。

② 旅行業務取扱管理者の兼務の条件付き解禁

旅行業法では1営業所ごとに1人以上の取扱管理者の選任が義務づけられています。これが緩和され、「複数の営業所が近接しているとき」として国土交通省令で定めるときには、複数の営業所を通じて1人で足りるとされました。(法第11条の2第5項)

この旅行業務取扱管理者の複数営業所兼務を認める要件として、国土交通省令では、(一)営業所間の距離の合計が40km以下であること、(二)申請者が地域限定旅行者であること、(三)当該複数の営業所の前事業年度の取扱額の合計が1億円以下であることと定められました。(省令第10条の2、第10条の3)

「旅行サービス手配業者」とは、報酬を得て、旅行業を営む者(外国において旅行業を営む者を含む。)のため、旅行者に対する運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)(又は運送等に関連するサービスの提供についてこれらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行う事業者で、いわゆるランドオペレーターの業務を定義したものです。(法第2条第6項)

なお、「取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く」とされています。

国土交通省令では、旅行サービス手配業のうち、(一)本邦外における運送等サービス又は運送等関連サービスの提供、(二)全国通訳案内士又は地域通訳案内士の手配は規制の対象外です。(省令第1条)

したがって、貸切バス、ホテル・旅館の取次ぎなどの「運送等サービス」並びに、主に訪日旅行においてトラブルが多発している有償で業務を行う無資格通訳ガイド等の「運送等関連サービス」を行う業者は「旅行サービス手配業者」として新規登録申請し、登録を受けることが必要になります。

③ 新規登録の添付書類

旅行サービス手配業者として新規登録を申請する際には、(一)定款・登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し)、(二)事業計画、(三)欠格事項に該当しない旨の確認書類等の添付が必要です。(法第24条第2項、省

3. 地域限定旅行業務取扱管理者制度の創設

① 地域限定旅行業務取扱管理者の試験制度の創設

旅行業務取扱管理者試験の種類に、地域限定旅行業務取扱管理者試験が追加されました。この試験では、運送約款のうち「空路」に関する知識が除かれ、また、国内旅行実務のうち、全国的な知識を要する「日本地理」が試験科目から除外されることとなります。

この地域限定旅行業務取扱管理者試験の受験手数料は5,500円と定められました。(参考…国内…5,800円、総合…6,500円)(法第11条の3第2項)

② 地域限定旅行者による選任

地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者を、「地域限定旅行業務取扱管理者」として選任できるようにします。(法第11条の2第6項第1号)

4. 旅行業務取扱管理者による安全管理等の強化(規制強化)

① 定期研修受講の義務付け

旅行者又は旅行者代理業者(以下、「旅行者等」という)は、その旅行業務取扱管理者について、「3年以

令第43条)

(2) 「旅行サービス手配業務取扱管理者」制度の創設

① 旅行サービス手配業務取扱管理者の行う事務

新旅行業法において、旅行サービス手配業者はその営業所ごとに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなければなりません。この旅行サービス手配業務取扱管理者が行う事務として、国土交通省令では、(一)書面の交付、(二)苦情の処理、(三)契約の重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管等が定められました。(省令第46条)

② 資格取得の方法

旅行サービス手配業務取扱管理者は、観光庁長官の登録を受けた「登録研修機関」が行う研修を修了すれば、資格を取得できます。研修を受ける場合の手数料の額は政令により17,900円と定められました。(法第28条第5項、法第40条)

③ 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任義務付け

旅行サービス手配業者は、「営業所ごとに、1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して」管理及び監督に関する事務を行わせなければなりません。この場合、複数の営業所での取扱管理者の兼務は認められません。(法第28条第1項)

④ 定期的な研修受講の義務付け

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、「3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間」ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理

上5年以内において国土交通省令で定める期間」ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修(以下「定期研修」と略す。)(を受講させなければなりません。(法第11条の2第7項)

この「国土交通省令で定める期間」は「5年」と定められ、これまで努力義務であった研修について定期的な受講が義務付けられることになりました。(省令第10条の6)

その研修内容として、法令約款の改正事項や安全な貸切バス事業者選定のための知識等、安全な旅行の提供に必要な最新の実務知識等が検討されています。

旅行者等がこの規定を守らない場合には、観光庁長官は、勧告、命令ができ、さらにその命令に違反した場合に30万円以下の罰金に処することになりました。(法第11条の2第8項、第9項、法第79条第5号)

② 苦情の解決に関する講習の受講等の努力義務

定期研修の受講以外にも、旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習の受講等、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。(法第11条の2第10項)

③ 旅行者等の通訳案内士に係る説明事項の追加

旅行者等が、旅行者に対して書面を交付することにより説明する取引条件として、「全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無」が

その他の知識・能力の向上を図るために登録研修機関が実施する研修の受講が義務付けられました。この「国土交通省令で定める期間」は「5年」と定められました。（法第28条第6項、省令第47条）

⑤ 苦情の解決に関する講習の受講等の努力義務

資格者研修の受講以外にも、旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習の受講等その職務に関する必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第28条第9項）

⑥ 契約時の書面事項

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、旅行サービス手配業務の適切な実施を担保するために契約の相手方に対して国土交通省令で定める書面を交付しなければなりません。（法第30条）

国土交通省令では、（ⅰ）取引をする者の商号・住所等、（ⅱ）旅行者に提供すべき旅行サービスの内容、（ⅲ）旅行サービス手配業者が旅行サービス手配業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行サービス手配業務の取扱料金、（ⅳ）旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称・所在地、（ⅴ）旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名、（ⅴ）契約締結の年月日等が定められました。なお、情報通信技術の利用も可能です。（省令第49条、第50条）

旅行サービス手配業者は、その業務に関し取引をする者に対し、重要な

事項の不告知又は不実の告知、債務履行の不当な遅延、違法な営業を行っている免税店への連れ回し等の信用を失墜する行為が禁止されます。（法第31条第1項、第2項、第3項）

この禁止行為として、（ⅰ）法令に違反する行為のあつせんや便宜供与（違法な営業を行っている免税店への連れ回し行為など）、（ⅱ）企画旅行の実施に当たり、運送サービスを提供する者に対し輸送の安全の確保を不当に阻害する行為（下限割れ運賃での貸切バスの手配など）が定められました。（省令第52条）

⑧登録行政庁の監督

観光庁長官による業務改善命令、登録の取消し等の処分並びに罰則が強化されます。（法第36条、第37条、第38条、第74条）

⑨登録簿の閲覧

主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（観光庁長官）は、「旅行サービス手配業者登録簿」を備え付け、閲覧に供します。（法第39条）

（参考）ランドオペレーター業者の数と旅行業登録の有無

平成29年度に観光庁が旅行者・貸切バス事業者・宿泊施設等約13,100社に実施したアンケート結果の概要は以下のとおりです。

①存在が判明した事業者…全国で1,369社

・既に旅行業登録を有する者…786社（57%）

・旅行業登録を有しない者…583社（43%）

知識及び能力についての研修その他従業者に対する研修を実施しなければなりません。（法第46条第1項第2号）

なお、この研修については、旅行業協会に加入していない旅行サービス手配業者の従業者も受講できるようにしなければなりません。（法第46条第2項）

7.法令違反行為を行った者の氏名等の公表、罰則の強化、暴力団等の登録拒否

①法令違反の行為者の氏名等の公表

観光庁長官は、被害の拡大防止のため、旅行業法及び同法に基づく命令に違反する行為を行った者の氏名又は名称その他必要な事項を一般に公表することができるようになりました。（法第71条）

②罰則の強化

（ア）無登録営業をした者への懲役刑の追加

改正前は旅行業を無登録で営んだ者に対する罰則は、100万円以下の罰金が処されましたが、今回の改正で「1年以下の懲役」が追加されます。

この場合、懲役と罰金は併科する（両方適用すること）ができます。（法第74条）

また、これまで罰金刑だけが科されていた条項に懲役刑が追加されます。（法第76条）

（イ）旅行サービス手配業者への罰則の追加

旅行業法に旅行サービス手配業者、登録研修機関等が追加されたことに伴い、新たに旅行サービス手配業者等への罰則が追加されます。（法第74条、第75条、第76条、第78条、第79条、第81条、第82条、第83条）

た471社のうち

・国内旅行のみを取り扱う事業者…113社（26%）

・インバウンド旅行を取り扱う事業者…221社（51%）

③大都市と地方部の割合

3大都市圏 61%・地方 39%

④旅行業の登録を有する者

786社の登録別内訳

・本社

第1種…142社（10%）

第2種…143社（10%）

第3種…269社（20%）

地域限定…3社（0.2%）

代理業…12社（1%）

支店 支社…217社（16%）

（3）既存の旅行者等が旅行サービス手配業務を行う場合の取扱い

改正前の旅行業法は、旅行者等と消費者（旅行者）の取引に関する規制が定められており、旅行者等と受入施設や貸切バス事業者との間を仲介するランドオペレーターの業務は、旅行業法の規制の対象ではありませんでした。

しかし、今回の改正により、「旅行サービス手配業」として、ランドオペレーターが新たに法律の規制対象になりました。既存の旅行者、旅行業務取扱管理者が旅行サービス手配業務を行う場合の取扱いはい以下のとおりとなります。

①既存の旅行者等

（ア）旅行者

既存の旅行者が自らランドオペレーター業務を行う場合には、旅行

条、第81条、第82条、第83条）

③暴力団員等の登録拒否の追加

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）、並びに暴力団員等がその事業活動を支配する者について、登録拒否の規定が追加されます。なお、暴力団員等であるか否かの事実については、管轄する都道府県の登録行政庁に問い合わせれば確認できるようになるということです。（法第6条第1項第3号、第8号）

8.施行日、準備行為及び経過措置

①新旅行業法の施行日

新旅行業法並びに、その実施のための国土交通省令（旅行業法施行規則の改正）は、平成30年1月4日から施行されます。（法附則第1条、平成29年8月18日政令第226号、同10月31日国土交通省令第66号）

②旅行サービス手配業の登録申請等の準備行為

旅行サービス手配業の登録申請及び登録研修機関の登録申請日は、新旅行業法の施行日の前においてもできるとされています。

主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事は、平成29年10月31日に公布された国土交通省令に基づいて正式な申請受理を行っています。詳細は各都道府県の登録行政庁にお問い合わせください。（法附則第4条、省令第41条）

③旅行業法の一部改正に伴う経過措置

（ア）旅行者等が、旅行者以外の旅行業務に関し取引をする者と契約を締結する場合の経過措置

サービス手配業の登録（法第23条）を受けなくても行うことができます。（法第34条第1項）

（イ）旅行者代理業者

旅行者代理業者が行う旅行業務については、法第23条の旅行サービス手配業の登録の規定は適用されません。（法第34条第2項）

②国内・総合の旅行業務取扱管理者試験の合格者

国内又は総合の「旅行業務取扱管理者試験」に合格した者は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講して

いなくとも、旅行サービス手配業務取扱管理者に選任することができます。（法第28条第5項第1号、第2号）

③登録研修機関による研修の受講

（ア）旅行業務取扱管理者試験に合格した者であつて旅行サービス手配業務取扱管理者に選任された者

登録研修機関による研修の受講が必要になります。（法第28条第6項、第9項）

（イ）旅行者が選任した旅行業務取扱管理者

旅行者は、その選任した旅行業務取扱管理者について、旅行業協会が実施する研修を受講させることとなりますので、別に、登録研修機関が行う旅行サービス手配業務に関する研修を受講する必要はありません。

6.旅行業協会の業務の追加（「旅行サービス手配業」関係）

①旅行業協会の「指定」に関する要件の追加

旅行業協会の指定に関して「旅行サービス手配業者」に関する事項が

施行日の前に締結された契約については、取引条件の説明および書面の交付についての取扱いの義務付けは適用されません。（法附則第5条第1項）

（イ）旅行サービス手配業務取扱管理者の配置

施行後、法第28条第5項（旅行サービス手配業務取扱管理者）の規定は施行日から6月間は適用されません。（法附則第5条第2項）

それまでの間（平成30年7月3日まで）は、「旅行サービス手配業務取扱管理者」の代わりに「その事業の遂行のために必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」によつて旅行サービス手配業務を行うことが認められます。（法附則第5条第3項）

（ウ）旅行業協会の指定を受けている者についての取扱い

法律施行の日に「旅行業協会」の指定を受けている者（ANTA、JATA）は、新旅行業法第41条第1項の指定を受けたものとみなされます。（法附則第5条第4項）

④罰則の適用に関する経過措置

新旅行業法の施行（平成30年1月4日）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。（旧法の罰則規定が適用されます。）（法附則第23条）

⑤法律の施行に関し必要な経過措置

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定められます。（法附則第24条）

（以上）

旅行者1名からご利用いただくことができます。
ご加入手続きは契約エントリーシステムから簡単にできます。

訪日外国人向け保険の決定版!! [取扱保険会社] 損害保険ジャパン日本興亜

全旅協インバウンド旅行 補償制度

●訪日外国人の医療には高額&言葉の壁が!

- ①重病や重傷のケースでは治療費が数百万円にもなります
- ②専用コールセンターが会員様に代わってお客様に対応
- ③全旅協会員様は最小限の対応で業務を継続できます

●保険の特長…訪日外国人のための究極の安心プランです

- ①病気&ケガで1000万円補償
- ②3か国語(英・中・韓)が通じる病院を24時間体制でご紹介
- ③病院窓口はキャッシュレス治療

●もしもの時の安心&おもてなし

- VIPのお客様に一段上の安心をご提供
- 付加価値アップでさらに魅力ある旅行商品のご提供を!
- 個人旅行でも団体旅行でも活用OK



ご利用は、「契約エントリーシステム」(<https://www.zenryohoken.com/login.php>)をクリック!

※従来の旅行災害補償制度で「Fプラン」または「Gプラン」をお選びください。

一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店

全旅協保険 株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL.03-6272-9704 FAX.03-6272-9714 <http://tbstokyo.co.jp/>

次世代の観光立国実現に向けた観光財源の在り方検討会の開催 (観光庁)

近年、訪日外国人旅行者数が急速に増加しており、平成28年には2,404万人に拡大した。また、これに伴い、同年の訪日外国人旅行消費額は、3兆7,476億円となり、観光は、我が国の成長や地方創生の柱となってきた。

こうした中、政府は、観光立国の実現に向け、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)や「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、訪日外国人旅行者数を2020年に4千万人、2030年に6千万人とする等々の目標を掲げ、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を

行うこととしている。

こうした課題について取り組むため、観光庁では「次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会」を設置(座長・山内弘隆・二橋大学大学院教授)し、有識者による検討を6回にわたり行い、11月に「持続可能な質の高い観光立国の実現に向けて」を中間とりまとめとして発表した。

とりまとめでは、目標達成に向けて海外での観光宣伝の強化や、多言語の観光案内の整備、出入国管理体制の強化などを進める方針で、「国際観光振興税」の導入で得られる収入が財源に充てることが提言された。

観光施策の財源として検討している「国際観光振興税」については、日本人・外国人を問わず、1人1千円以内を徴収するのが適当とした。当協会は事前ヒアリングにて訪日外国人のみを「国際観光振興税」の対象とすべきであるとの意見を提出し、検討会において外国人だけ

を対象にする案も検討されたが、税制度は内外無差別が原則であるとして、訪日外国人とにも出国する日本人も対象となり徴収されることとなった。また、すでに「自治体」が「宿泊税」を導入しているため、宿泊料金に上乗せする方法は難しいとして、航空運賃などに上乗せするのが現実的だと結論づけた。

政府は、2018年度の税制改正大綱への明記を目指し、2019年から開始とする予定。

次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会 (観光庁ホームページ) <http://www.mlit.go.jp/kankochu/jisedaikentokai.html>

年末年始におけるテロ対策の徹底の周知依頼 (国土交通省)

国土交通省では、「年末年始におけるテロ対策の徹底の周知依頼」(国土交通省)の徹底の周知依頼

始におけるテロ対策の徹底について(平成29年11月27日付国官危管第16号)を観光庁長官宛に発出した。

本通達では、現在、国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところであるが、平成31年のラグビーワールドカップ、平成32年のオリンピック・パリリンピック東京大会等の国際イベントの開催を控え、テロ対策について引き続き万全を期する必要がある。

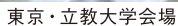
近年、ISILに影響を受けたとされるテロが欧米やアジア地域を含めた世界各地に拡散しており、本年においても、ロンドン、バルセロナ、ニューヨークにおける車両突入事件等、多数の死傷者が出る事件が続いている。

また、テロの標的として、公共交通機関、大規模集客施設等のいわゆるソフトターゲットが狙われる傾向にあり、国際的なテロの脅威は依然として深刻である。

特に年末年始(平成29年12月10日〜平成30年1月10日)においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、イベント等への多数の出入が予想されるため、年末年始期間中における、旅行者や所管事業者(海外勤務者)の安全確保、人出が予想される施設を含む重要施設の警戒警備の実施等、改めて所管の分野におけるテロ対策の徹底を図ることについて、観光庁を通じて当協会に周知の依頼がなされた。

当協会は、これを受けホームページ及びANTAニュースメールにて周知を行った。

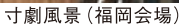
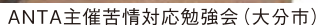
観光庁が「次世代の観光立国実現に向けた観光財源の在り方」をとりまとめ
国土交通省が年末年始におけるテロ対策の徹底について周知依頼



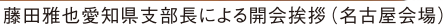
平成29年度 国内旅行業務取扱管理者試験 実施状況

(参考) 平成28年度					
全国集計	全科目	16,674	14,469	4,641	32.1%
	一 免	905	883	440	49.8%
	計	17,579	15,352	5,081	33.1%

本年度の国家試験の受験申込者1万7018名(一般受験申込者1万5821名・一部免除申込者1197名)、試験当日の受験者は1万4938名(一般受験者1万3772名・一部免除受験者1166名)であった。このうち合格者は、5768名(一般受験合格者4958名・一部免除合格者810名)、合格率は38.6%(一般受験合格率36.0%・一部免除合格率69.5%)となった。



大久光昭宮城県支部長による開会挨拶（仙台会場）



ANTA主催苦情対応勉強会
を大分市で開催

ANTA 苦情対応勉強会
が、平成29年11月30日（木）に
大分市のNS大分ビルにて開
き、11時より
行われた。（詳細は31
頁の支部だよりを参照）

催された。

当日は、34名が参加し、冒頭、土師隆富大分県支部長より挨拶がなされた後、11時より勉強会が行われた。（詳細は31頁の支部だよりを参照）

苦情対応セミナーを福岡市、名古屋市、仙台市で開催

当協会とJATTAとの共催による「苦情対応セミナー」が平成29年10月19日(木)に福岡市の天神クリスタルビル、11月16日(木)に名古屋市の名古屋ダイヤビルディング、11月28日(火)に仙台市の仙台商工会議所にて、それぞれ開催された。

福岡会場は95名が参加、名

古屋会場は98名が参加し開会の挨拶を藤田雅也愛知県支部長が、仙台会場は50名が参加し開会の挨拶を大久光昭宮城県支部長が、それぞれ行った。

各会場とも、両協会の苦情相談の傾向や受付件数について報告された後、当協合理事の三浦雅生弁護士より「旅行の三浦雅生弁護士より」と題して、取引裁判例に学ぶ」と題して、最近の裁判事例を基に旅行業者の法的対応方法についての

九州北部豪雨災害被災地を観光団体一行が訪問 (平成29年11月20日)

平成29年7月に九州北部地方を襲った豪雨により福岡県と大分県を中心に40人を上回る方がお亡くなりになり、住宅などの生活インフラ、鉄道、道路などの交通インフラにも多大な被害が発生した。

夏の観光シーズン直前の災害で九州北部地域の宿泊施設や観光施設は宿泊キャンセルや観光客の減少が発生した。その後も風評被害が発生しているために正確な情報発信、旅行需要喚起、観光物産PRイベントなどの活動が続けられている。

このため、(公社)日本観光振興協会の久保成人理事長及び同協会の企画委員会の委員(総勢15名)が、現地を訪問し、当協会からも有野一馬専務理事が参加した。

一行は11月20日午前福岡市内のホテルで、九州観光振興機構との意見交換会を開催し、(社)九州観光推進機構の石原進会長から「九州観光の現状について」、福岡県商工部観光局の神代眞澄観光振興課長から「豪雨被害とその後の状況について」ご報告をいただき、意見交換を行った。

その後、一行は福岡県朝倉市の原鶴温泉の被災地の視察を行った。意見交換では、朝倉市の中野信哉副市長、原鶴温泉旅館協同組合の井上善博組合長(あさくら観光協会会長)他の関係者が出席し、地元からは、全国の皆様の温かいご支援に感謝している、原鶴温泉は多数の宿泊キャンセルが発生し、伝統漁法・筑後川の鵜飼が土砂の河川への流入と水の濁りにより中止となった、年明けから

筑後川の浚渫工事が始まり、来年5月の鮎漁の解禁の後、復興花火大会を企画している等の発言がなされた。

その後、一行は大分県の日田市を訪れ、日田市の大塚勇二副市長(公社)ツーリズムおおいの荒川孝二専務理事、(二社)日田市観光協会の富安裕子会長他の関係者と意見交換を行った。日田市では、中心部を流れる花月川が氾濫し、日田市豆田町地区が浸水被害を受けた。同地区は、江戸時代に天領として九州随一といわれるほど繁栄して小京都とも言われた。現在はほぼ全ての店が通常通りの営業を行っている。その後、一行は日田市限地区にあるユネスコ無形文化遺産日田祇園の関連施設である日田祇園山鉦会館を視察した。



朝倉市原鶴温泉での意見交換会



大分県日田市豆田町の商店街

現在、鉄道、道路、河川の復旧工事は順調に進んでおり、2018年は通常通りの観光関係行事が予定されている。九州北部地域への送客を通じて観光復興支援について、会員の皆様のご協力をよろしくお願いします。

平成29年度国内旅程管理研修 12月に全国8会場で実施

当協会は、平成29年度の国内旅程管理研修を12月5日(火)・6日(水)に札幌市・仙台市・さいたま市・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市の8会場で実施した。

受講者は、旅行業法・旅行業約款・実習を含む国内旅程管理業務の各科目を受講した後、修了テストを受験した。

受講申込者数は、213名(会員207名、会員外6名)となり、修了テスト受験者数は、203名(会員



東京都会場

地域伝統芸能全国大会「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会しまね」 ANTAブースを出展、観光復興支援活動をPR



3万人の来場者で賑わった。

地域伝統芸能全国大会は、(二財)地域伝統芸能活用センターと地元地域の主催で毎年度開催されている。

今回は、豊かな自然と神話時代からの歴史・文化が受け継がれる出雲市及び浜田市で開催され、島根県内をはじめ県外さらに海外からも参加があり、合計40団体が出演し、勇壮で華麗な祭りを披露した。

当協会は、同大会の実行委員会メンバーとして参画しており、メイン会場の観光情報コーナーにブースを出展をして、ポスターの掲示を行い、北海道・東北の観光復興支援を広報するとともに、来場者に対してANTANEWSとパンフレットを配布し、当協会の活動をPRした。

次回の大会は、愛知県名古屋市中で開催される予定。

地域伝統芸能全国大会「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会しまね」実行委員会、(二財)地域伝統芸能活用センター、島根県、出雲市、浜田市が主催する地域伝統芸能全国大会「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会しまね」が平成29年11月4日(土)・5日(日)の両日、島根県出雲市(メイン会場)・出雲市民会館、サブ会場)・出雲大社周辺(神門通り)及び島根県浜田市(サテライト会場)・石中央文化ホール及びその周辺で開催され、全体を通して約



広島県観光課も連携・協力 「ひろしま地旅」

ひろしま地旅は、わが町「ひろしま」を誇りにおもてなしの旅行業協会加盟の旅行会社が、「ひろしま」を楽しむにお越しになるお客様へ地元地域の魅力をもっと伝えたい思いで企画提案した素材を基とする地域密着の旅行商品です。

協同組合広島県旅行業協会(広島県知事登録旅行業第2・182号・一般社団法人全国旅行業協会正会員)では、全国旅行業協会会員の皆様、わが町「ひろしま」の旅行プラン作成に役立てていただけますように、そして、皆様大切なお客様が、わが町「ひろしま」で満足いただけるように「ひろしま地旅」を立ち上げました。これからラインナップを充実させ、「ひろしま」旅行のカセットプランとして、もっともっと「ひろしま」を売り出していきたいと考えております。

ぜひ、「ひろしま地旅」で「ひろしま」をお楽しみください。

詳しくは広島県旅行業協会事務局にお問い合わせください。

082-264-4585



ひろしま地旅

検索

21. 「障害者向けのバリアフリー旅行」の取り扱い (2,750 社回答)

過去1年間での「障害者向けのバリアフリー旅行」の取り扱いについて、「取り扱った」と回答した会員は270社(9.8%・前回調査10.0%)であった。
取扱件数は5件以下が約8割を占め、取扱人数は100名以下が約7割を占めた。

22. 「ツアー登山」の取り扱い (2,780 社回答)

過去1年間での「ツアー登山」の取扱いについて、「取り扱った」と回答した会員は339社(12.2%・前回調査11.5%)であった。
取扱件数は5件以下が6割を超え、取扱人数は100名以下が約6割を占めた。

23. 貸切バス事業者の選定に関する質問

(1) 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」について (2,746 社回答)

貸切バス事業者を選定する際、「ガイドライン」を「参考にしている」と回答した会員は2,368社(86.2%・前回調査：84.5%)、「参考にしていない」と回答した会員は297社(10.8%・前回調査：11.1%)、「ガイドラインを知らない」と回答した会員は81社(2.9%・前回調査：4.3%)であった。

(2) 貸切バスの選定基準 (2,707 社回答) ※複数回答

貸切バスの選定基準として、「長年取引している事業者」が2,130社(38.6%)と最も多く、次いで、「セーフティバスの認定事業者」が1,306社(23.7%)、「事故・行政処分の少ない事業者」が992社(18.0%)であった。

24. 保険契約の締結について (2,708 社回答)

募集型及び受注型企画旅行契約では特別補償が義務付けられており、そのために保険契約を「締結している」会員は2,531社(93.5%・前回調査：94.2%)であった。

25. 仲介業者(ランドオペレーター)に関する質問

(1) ランドオペレーターの利用 (2,750 社回答)

貸切バスを手配する場合、ランドオペレーターを「毎回利用している」会員は、59社(2.1%・前回調査：2.4%)、「たまに利用している」会員は709社(25.8%・前回調査：25.8%)、「利用していない」会員は、1,982社(72.1%・前回調査：71.8%)であった。

(2) ランドオペレーターの選定基準 (748 社回答)

前項(1)で「毎回利用している」又は「たまに利用している」と回答した768社のうち748社の貸切バスの選定基準の内訳は、「長年取引している事業者を選定している」が620社(82.9%・前回調査：77.8%)、「独自の選定基準で選定している」が98社(13.1%・前回調査：17.8%)であった。

(3) 貸切バスの運送契約 (730 社回答)

貸切バスの運送契約について、「貸切バス事業者とランドオペレーターとの間で結んでいる」と回答した会員は280社(38.4%・前回調査：44.3%)、「貸切バス事業者と自社との間で結んでいる」と回答した会員は450社(61.6%・前回調査：55.7%)であった。

平成29年度 ANTA 会員実態調査集計報告 (その2)

(平成29年6月1日調査) 一般社団法人 全国旅行業協会

本調査は、当協会に所属する正会員旅行業者5,541社(平成29年6月1日現在)を対象に、各会員の業務状況及び業務内容等の実態を把握するため、平成14年度から毎年度実施しているものである。
提出状況は、第1種会員提出数が31社(第1種会員数55社 提出率：56.4%)、第2種会員提出数が1,333社(第2種会員数2,476社 提出率：53.8%)、第3種会員提出数が1,450社(第3種会員数2,957社 提出率：49.0%)、地域限定会員提出数が34社(地域限定会員数53社 提出率：64.2%)であった。
平成29年度の調査結果については、前号・本号の2回にわたり掲載。(本号で設問15～28を掲載)

15. 添乗業務実施時の「添乗員派遣会社」の利用 (2,785 社回答)

「添乗員派遣会社」を利用する会員は、「多く利用する」「たまに利用する」をあわせて603社(21.7%・前回調査：21.0%)であった。

16. 「修学旅行」の実施 (2,797 社回答)

修学旅行を「取り扱った」と回答した会員は577社(20.6%・前回調査：21.3%)であった。内訳は「国内のみ」の会員は538社(96.1%)、海外及び国内が15社(2.7%)、海外のみが7社(1.3%)となった。

17. 東北地方への送客を目的とする旅行の実施 (2,768 社回答)

東北地方への送客を目的とする旅行を「実施した」と回答した会員は802社(29.0%・前回調査：21.9%)で、その実施件数は、「1件」が171社(22.4%)と最も多かった。
また、旅行の取扱人数は、1～20人が122社(16.2%)と最も多く、旅行の訪問地域は、宮城県が538社と最も多かった。

18. 九州地方の観光復興支援を目的とする旅行の実施 (2,778 社回答)

平成28年熊本地震の復興支援を目的とする旅行を「実施した」と回答した会員は556社(20.0%・前回調査7.9%)で、その実施件数は、「1件」が146社(27.5%)と最も多かった。
また、旅行の取扱人数は、21～40人が113社(21.7%)と最も多く、旅行の訪問地域は、熊本県が394社と最も多かった。

19. 「ニューツーリズム旅行商品」の取り扱い (2,748 社回答) ※複数回答

過去1年間でニューツーリズム旅行商品を「取り扱った」と回答した会員は300社(10.9%)となった。
内訳は、文化観光が最も多く192社、次いで産業観光が158社、エコツーリズムが94社の順であった。

20. 「高齢者向けのバリアフリー旅行」の取り扱い (2,748 社回答)

過去1年間での「高齢者向けのバリアフリー旅行」の取り扱いについて、「取り扱った」と回答した会員は152社(5.5%・前回調査5.4%)であった。
取扱件数は5件以下が7割を超え、取扱人数は100名以下が約7割を占めた。

2018年春季 旅行業公正取引協議会（旅公協） 「公正競争規約説明会」開催のご案内

説明会での説明は、表示規約・景品規約の基本的な考え方と内容についての理解を深めると同時に、日常の実務にすぐに活用できる事例紹介に重点を置いたプログラムになっています。

2016年4月1日から改正景品表示法に基づく不当表示に対する課徴金制度がスタートし、これまで合計5件の課徴金納付命令が行われていますが、これも踏まえて「公正競争規約」の周知徹底を図るため、2018年も2月と3月に下記により春季の説明会を開催いたします。

開催日・開催都市

No.	開催日	曜	都市（募集人員）	会場名
1	2/2	金	東京Ⅰ（350名）	きゅりあん 7F 「イベントホール」
2	2/6	火	大阪Ⅰ（250名）	天満研修センター 2F 「205ホール」
3	2/8	木	那覇（40名）	ハタ荘 4F 「中会議室」
4	2/14	水	広島（80名）	RCC文化センター 7F 「703号室」
5	2/16	金	福岡（120名）	天神クリスタルビル 3F 「大ホール」
6	2/20	火	高松（40名）	サンポートホール高松 6F 「62会議室」
7	2/22	木	東京Ⅱ（350名）	きゅりあん 7F 「イベントホール」
8	2/27	火	名古屋（240名）	名古屋国際会議場1号館 4F 「141+142会議室」
9	3/1	木	大阪Ⅱ（250名）	天満研修センター 2F 「205ホール」
10	3/6	火	横浜（100名）	明治安田生命ラジオ日本ビル 3F 「会議室A」
11	3/8	木	東京Ⅲ（350名）	きゅりあん 7F 「イベントホール」

◇違反の未然防止には、規約の基本を理解することが不可欠です。

開催時間

※「表示規約の部」のみの参加、又は「景品規約の部」のみの参加も可能です。

◆10:00～15:15
（東京・名古屋・大阪会場は15:30終了）

09:30～ 受付開始

10:00～10:10 景品表示法、公正競争規約
及び旅行業公正取引協議会
について

10:10～13:00 表示規約の部

13:00～14:00 昼食休憩（60分）
※東京・名古屋・大阪会場は75分、
以下繰り下げ

14:00～15:15 景品規約の部

・今回の規約説明会では、前回（2017年秋季）と同様、
旅行業における公正競争規約の基本的な内容に
ついてご説明します。

・「表示規約の部」のみ参加、又は「景品規約の部」のみ
参加が可能です。その場合、受付対応のため、必ず
その旨を備考欄にご記入ください。

参加費用

- ・旅行業公正取引協議会
会 員：無料
- ・旅行業公正取引協議会
非会員：有料（お1人3,000円）
※参加費用は当日、受付時に申し受けます。

「公正競争規約説明会」詳細・申込に関しては下記ホームページより
【2018年 春季公正競争規約説明会】をご覧ください。

<http://www.kotorikyo.org/>
又は

旅公協

検索

2018年 詳細・申込はこちら >>>
春季公正競争規約説明会
開催のご案内

参加申込方法

- （1）お申し込みは旅公協ホームページから必要事項を登録の上、お申し込みください。
<http://www.kotorikyo.org/>
旅行業公正取引協議会会員会社の方は会員ページからお申し込みください。
ログインにはIDとパスワードが必要です。
- （2）登録完了後、確認メールにて「参加証」を送信いたします。
- （3）当日は「参加証」をプリントアウトして必ずご提出ください。
- （4）申込締切日は各会場開催日の3日前となりますが、募集人員に達し次第締め切りとさせていただきます。

キャンセル（取消）について

キャンセルの場合は速やかに旅公協ホームページから取消手続きを行ってください。



旅行業公正取引協議会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル5F

Tel:03-3592-1641 Fax:03-3592-1644

<http://www.kotorikyo.org/>

旅公協

検索

26. 安全事故対策について

(1) 事故対策要領（国内・海外）の活用（2,759社回答）

事故対策要領（国内・海外）について、「活用している」と回答した会員が2,213社（80.2%）、「活用していない」と回答した会員が546社（19.8%）であった。

(2) 安全に関する統括責任者（安全管理責任者）の任命（2,756社回答）

安全に関する統括責任者（安全管理責任者）について、「任命している」と回答した会員が1,529社（55.5%）、「任命していない」と回答した会員が894社（32.4%）、「任命する予定」が333社（12.1%）であった。

27. 旅行業の情報流出防止への安全対策について

(1) 「インターネットWebサイト」での旅行商品販売（2,826社回答）

インターネットWebサイトにおいて、旅行商品を「販売している」と回答した会員は411社（14.5%・前回調査：14.4%）であった。

(2) パソコンでの旅行契約に関する顧客情報の管理（2,818社）

パソコンでの旅行契約に関する顧客情報の管理を「行っている」会員は、1,401社（49.7%・前回調査：47.9%）であった。

(3) ウィルス対策ソフトやソフトウェアの更新について（1,381社回答）

前項（2）で「行っている」と回答した1,401社のうち、1,381社のウィルス対策ソフトやソフトウェアの更新状況は、「常に更新している」が1,092社（79.1%・前回調査：77%）、「時々更新している」が269社（19.5%・前回調査：21%）、「更新していない」が20社（1.4%・前回調査：2.0%）であった。

(4) 情報流出防止のための管理規則について（1,364社回答）

前項（2）で「行っている」と回答した1,401社のうち、情報流出防止のための管理規則が「ある」と回答した会員は800社（58.7%・前回調査：58.1%）であった。

(5) 情報セキュリティに関する第三者機関（専門家）の活用（1,365社回答）

前項（2）で「行っている」と回答した1,401社のうち、情報セキュリティに関する第三者機関を「活用している」と回答した会員は500社（36.6%・前回調査：32.3%）であった。

28. 旅行業法の一部改正について（2,744社回答） ※複数回答

旅行業法の一部改正について、「知っている」と回答した会員が1,541社（56.2%）、「知らない」と回答した会員が1,203社（43.8%）となり、「知っている」と回答した会員のうち、支部から情報を得た会員が744社と最も多く、次いで「機関紙ANTA NEWS」が687社、「ANTAニュースメール」が312社であった。

あとがき

本調査にご協力いただきました会員の皆様に厚く御礼を申し上げます。おかげさまで昨年度を上回る回答率となりました。ご提出いただいた会員の皆様の事業実態に関する貴重な調査結果を活用し、当協会の事業運営、広報活動に反映して参ります。

平成30年度の会員実態調査におきましてもご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

福建省 (フッケンショウ)

地 理：中国大陸南東に位置し、北は浙江省、南西は広東省、西は江西省と隣接している。多くを山間地が占めるが、約3800kmにも及ぶ入り組んだ海岸線を持つなど、省内の地域差が大きい。

気 候：気候は地域差もあるが、全般に温暖。

省 都：福州市

日本との時差：マイナス1時間。日本が正午の場合、福建省は午前11時。

(2) 翡翠谷景区
翡翠谷は深い谷になっており、ケールカー(四人乗り)で降りて行きます。谷底には清流が流れ、周囲のうっそうと茂った木々と相まって大変美しい景色を堪能できます。



●雲頂景区
雲頂景区は、福州市永泰県域内の青雲山の頂上に位置しており、福州市内から車で1時間程かかります。主に天池牧草地、雲山聖境(花海の段々畑)、七彩滝谷紅河谷(雲霧漂流)、翡翠谷の四つの景観からなっています。

(1) 天池牧草地
天池の周りは霧が多く、日照時間が少ないため大きな樹木が育たず、草も低いのが特徴です。霧が晴れた日には、天池や草原の景色が素晴らしいところです。

(4) 青雲山御温泉景区
青雲山にある温泉で、源泉は100度ほどあり、水質も良く、立派なホテルを完備した温泉施設になっています。



(3) 雲頂蛋居(うんちようたんい)ホテル
雲頂にある蛋(たまご)の形をした部屋が特徴のホテルです。たまごの形は子宝に恵まれているように、人気のホテルです。



●福州春倫茉莉花(ジャスミン)茶葉生産基地
中国では、福州市が一大生産地として知られ、その生産地生産工程および喫茶文化が「福州市のジャスミン」



館内では水着を着て様々な風呂を楽しめることができます。また青雲山の周囲は深い谷と山々に囲まれ、景色も素晴らしいところです。



●福建
福建は、福州市内の金牛山にある鉄骨構造の森林歩道で、63キロメートルにおよびます。福州市民のトレーニング、憩いの場所になっています。また、2017年に国際建築賞を受賞しました。



福州市内

福州市は、福建省の政治、経済、文化、教育の中心をなす省都で、人口は3800万人ほどです。また、市内には榕樹(がじゅまる)が多く植えられていることから、榕城(ようじょう)とも称されています。アヘン戦争後の南京条約で福州は対外開港し、茶の輸出などで発展したところで、特に茉莉花(ジャスミン)茶の一大生産地として内外に知られているところです。街中には歴史的建築物や旧市街地などが多く残っており観光スポットとして人気を集めています。また、京都の黄檗山萬福寺を開創された隠元(いんげん)

福州市(ふくしゅうし)の概要

福建省は、中国の東南沿岸に位置し海峡を隔てて台湾に接しています。古くから中国が世界と交易する重要な拠点として発展したところで、「海のシルクロードの起点」とも言われています。また、多くの華僑が福建省から世界に飛び立ったことから「華僑の故郷」とも言われています。また、清の時代には日本人の母を持ち、「国姓爺(こくせんや)」と呼ばれた鄭成功(ていせいこう)が福建省を拠点として清王朝と戦い、敗れたのち、台湾に渡って政権を樹立しました。そのことは近松門左衛門の浄瑠璃「国姓爺合戦」で鄭成功の活躍が描かれており、日本人にも知られているところです。また、福建で生産されたお茶と茶道具は、日本の茶文化に大きな影響を与えたと言われています。



●閩江遊覧(びんこうゆうらん)
閩江は、福州を流れる福建省最大の河川で、武夷(ぶい)山脈を源とする建溪(けんけい)、富屯(ふとん)溪、沙(さ)溪の3つの河が南平で合流し、中流

福州市及び周辺の新しいみどころ

ん)和尚は、1654年に福州の南の福清県から弟子20名を伴って日本に渡り、仏教だけでなく文学、美術、医学、建築など広範にわたる中国の文化を伝えました。特にインゲン豆や木魚、煎茶などを伝えたことでよく知られています。



●三坊七巷(さんぼうしちこう)
三坊七巷は、唐代に形成された古い町並みが残る老街で、名前のとおり3つの通りと7つの路地で構成され、中国の十大歴史文化名街の一つとされています。儒学者たちが戦乱を逃れて移り住んだのが始まりと言われ、路地に入ると当時の生活を垣間見ることが出来ます。メインストリートは、レトロな雰囲気に再開発され、飲食店や土産物店が軒を連ねています。

では古田溪、尤(ゆう)溪などと合流して東シナ海に注いでいます。全長は2500キロメートルもある大きな河です。福州市内の船着場から遊覧船が出ており、夜にはライトアップされた古い建築物や近代的な大橋を眺めながら進んでいきます。特に、対岸の高層ビルの面を使ったイルミネーションは必見です。

東京都支部

「秋の阿波おどり 徳島3日間」研修の実施
東京都支部、(一社)東京都旅行業協会

この度(二社)全国旅行業協会東京都支部及び(二社)東京都旅行業協会では11月4～6日の2泊3日の日程

で、徳島県の助成制度を利用した「秋の阿波踊り 徳島3日間」の研修を実施いたしました。



【1日目】11月4日(土)
ANA281(9時20分羽田空港出発/10時25分徳島空港到着)

徳島県観光政策課、徳島県観光協会、全旅協徳島県支部の方々が空港で横断幕をもって歓迎してくださいました。

【行程】鳴門の渦潮・昼食「うず乃家」・霊山寺(りようぜんじ)・藍の館・阿波観光ホテル・阿波おどり会館

阿波交通さんのバスで亀浦港へ。渦潮の見ごろの時間に合わせて渦潮観光船に乗船し、世界の3大潮流である「鳴門の渦潮」を間近から観潮しました。この日は大潮といって特に観潮によい日に加え、気持ちのよい快晴に、恵まれました。

下船後はバスで移動し、瀬戸内海国立公園内にある食事処「うづ乃家」で昼食をいただいたのち、四国八十八箇所霊場の出発点でもあり「一番さん」の名で親しまれる第一番札所「霊山寺」を訪れました。

その後、藍住町にある藍の専門博物館である「藍の館」へ。こ

こではハンカチの藍染体験をして、藍染の流れを学びました。藍染は染め方や染めたときの状況によって多様な「藍色」が現れ、作成した藍は自分だけの藍色となりました。



1日目の宿泊場所「阿波観光ホテル」に到着。懇親会終了後、「阿波おどり会館」で有名連の阿波踊り鑑賞をしました。連は踊り子と鳴物(三味線・鉦・太鼓・横笛等)で構成されており、技量練達した連は「有名連」と呼ばれています。今回踊りを披露し、踊り方を教えてくださったのは「無双連」さん。踊り方を教わったところで最後に私たちも飛び入りで踊りに参加しました。そしてなんと我々の中からベストオブ阿波踊り賞が選ばれ、旗と賞状が授与されました。



【2日目】11月5日(日)

【行程】アステイ徳島へ全国阿波踊りコンテスト・阿波十郎兵衛屋敷・祖谷峡温泉・ホテル秘境の湯

いよいよ今回の研修の一番の目的である「秋の阿波おどり」。アステイ徳島に到着すると徳島のキャラクター達がお出迎えしてくれました。全国の阿

波おどり連が技を競う「全国阿波おどりコンテスト」には、今年は7つの「連」が1府4県から参加していました。熟練したエネルギーギッシユな踊りに観客も会場の熱も一気に盛り上がります。優勝は埼玉県越谷市の「南越谷商店会 勢連」でした。会場内は徳島の特産品も充実しており、お祭り気分で楽しめました。

アステイ徳島を後にし、人形浄瑠璃芝居「傾城阿波の鳴門」の主人公、坂東十郎兵衛の屋敷跡「阿波十郎兵衛屋敷」に到着しました。展示室では木偶や舞台の道具が展示されており、人形浄瑠璃の特色や木偶人形のカラクリや動かし方、太夫・三味線の役割などのお話を伺いました。説明の後、浄瑠璃上演館で1日2回上演している重要無形民俗文化財である「阿波人形浄瑠璃」演目「傾城阿波の鳴門」を観覧しました。

阿波十郎兵衛屋敷から約2時間、2日目の宿泊場所は「祖谷峡温泉・ホテル秘境の湯」です。

【3日目】11月6日(月)

【行程】祖谷のかずら橋・大步危峡観光遊覧船・吉野川ハイウェイオアシス・脇町うだつの

町並み・とくとくターミナル

「祖谷のかずら橋」は日本三大奇橋のひとつに数えられていて、重要有形民俗文化財に指定されている橋です。自生のシラクチカズラ(サルナシ)を編み上げて作られています。橋は敷網でつながれた横木と横木の間が10cmほど離れている為、足元には川面がのぞき、気をつけていないと今にも足を踏み外して横木の間に落ちてしまいそうです。一歩踏み出すたびに軋んでユラユラと揺れるなか、手をとって助けあひながら全員無事に渡りきりました。



かずら橋の後には、「大步危峡」の断崖絶壁の岩の彫刻美を観光遊覧船に揺られながら、堪能しました。

3日目の昼食場所は「吉野川

ハイウェイオアシス」。名物のたらいうどんと阿波尾鶏の唐揚げと野菜の手毬寿司を頂きました。

昼食後、美馬市の「うだつの町並み」へ。江戸時代中期から昭和初期にかけての歴史的な建造物が建ち並びます。うだつ・卯建は二階の壁面から突き出た防火壁で、裕福な商家は富の象徴として競ってあげていました。ここから生活や地位が向上しないことを「うだつが上まらない」といわれるようになりました。

いよいよ研修も終盤、最後の「とくとくターミナル」で徳島の特産品のお土産を購入したのち、徳島空港に到着。阿波交通(株)のドライバーさんとガイドさんには3日間大変お世話になりました。飛行機も時間通りに羽田空港に到着し帰路につきました。

今回の研修は徳島県の「おどる宝島!とくしま」の助成制度を利用しました。助成期間は、平成29年4月1日～平成30年3月25日です。尚、今回利用したほとんどの施設は全旅クーポンの利用が可能です。

最後に徳島県観光政策課の吉田様、徳島県観光協会の坂本様と皆様、全旅協徳島県

支部長の大谷様はじめの徳島県支部の方々、各受入先の皆様におかれましては大変お世話になりました。

改めて徳島の魅力をたくさん発見できた素晴らしい研修

でした。徳島県のみでもお客様が十分に楽しめる観光素材がたくさんあります。今後少しでも多くのお客様を送客し、徳島を盛り上げる一助となる事を目指して頑張つてまいりたいと思います。



埼玉県支部

九州北部豪雨災害観光復興支援
平成29年度国内研修旅行実施

埼玉県支部（浅子 and 世支部長）では、平成29年度国内研修旅行（旅行実務研修教育事業）として、11月28日（火）～29日（水）の1泊2日の日程で、7月の九州北部豪雨で甚大な被害を受けた福岡県朝倉市方面へ観光復興支援を目的に、浅子支部長をはじめとする会員26名で実施しました。

初日は福岡空港近くの「博多はねや総本家」で昼食を頂き、一路、朝倉市へと向いました。バス車中で浅子支部長は「今回の視察研修は豪雨災害に遭った現地を実際に視察し、自らのお客様の送客のみならず、今後、会報や会合等を通じて埼玉県内は元より全国に現地の様子を発信し、微力ながら被災地の観光復興支援へ繋げることを目的に実施しました。」と挨拶を述べました。その後、朝倉市の代表的な温泉地である原鶴温泉・泰泉閣に到着し、そこで本日バスへ同乗し被災現場をご案内していただく朝倉市商工観光課 観光振興係係長の隈部敏明様と合流いたしました。車中で隈部係長から「7月5日から6日にかけて、福岡県と大分県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨は、1日の雨量が5～6月の梅雨時の雨量に匹敵する560ミリに達しました。」との説明を受けた後、「一行は、隈部係長と共に約1時間かけて朝倉市内各所に残された豪雨被害の爪痕を実際に見て回りました。それらを見ると参加者は皆、突然、平和な日常を奪われ、お亡くなりになった方の無念



と、被災者の皆様方のご苦労を察し、車中ではある種の緊張感に包まれました。その後、一行は、市内の赤谷川に架かる橋のもとで下車し隈部係長の案内で橋の上から豪雨により破壊された場所を見ました。この場所は豪雨被害で最も被害が大きかった地域の一つで、複数の二階建ての住宅が壁と骨組みだけになって残っており、隣接する工場の中はがらんどうで壁と屋根が残るという無残な姿となっていました。これらを実際に見て、いかに今回の豪雨がすさまじかつたかを改めて実感しました。

視察の帰りに隈部係長の勧めにより道の駅「原鶴」に立ち寄ることとなりました。店内は買い物に訪れたお客様で賑わっておりました。地元での買い物や支援に繋がることを願い買い物を終えた一行は、本日宿泊する原鶴温泉の泰泉閣へ戻り、会議室での「交流会」に参加することとなりました。



交流会には(株)全旅 元代表

取締役社長の池田孝昭様、(株)全旅福岡 代表取締役の徳永雅典様として隈部様に参加いただきました。交流会の始めに、浅子支部長は池田様、徳永様への御礼と共に「埼玉県支部は昨年の熊本地震の際も全国の支部に先がけ熊本地震観光復興支援研修を行いました。そして今回、九州北部豪雨災害被災地への観光復興支援研修を実施いたしました。この度の研修を生かしお客様を送客するとともに、今後観光復興支援を行っていきたい。」と挨拶しました。その後、徳永様から、研修実施に対する感謝の言葉が述べられ、また、被災地への送客を依頼されました。



次に、池田様からは、昨年の熊本への復興支援研修のお礼と今後も埼玉の会員の皆様方の力を借りて活性化していきたい旨のご挨拶をいただきました。続いて、隈部係長からパネルを使って豪雨災害時の状況を詳しく説明いただきましたとともに、九州北部地域の観光スポットのほとんどが

通常通り見学できることが話されました。そして、活発な質疑応答が行われた後、浅子支部長から隈部係長へ、朝倉市に対しての御見舞金を手渡し、交流会は終了しました。その後、懇親会では、(社)全国旅行業協会九州地方支部長連絡会議長の岩本公明様もご多忙の中、長崎県からお越しいただき、「埼玉県支部は、昨年は熊本、そして今年は福岡への研修と観光復興支援に繋がるような研修を行ってまいります。地元を知り地元が良くなるために長崎県支部も次回の研修を朝倉市への訪問を決めました。」とご挨拶をいただきました。二日目は、バスで大分県日田市の天領日田豆田町の古い町並みを見学しました。そして、銀の鈴での昼食後、日田ICより九州自動車経由で福岡空港へ向かい、予定通り羽田へ向け出発し、無事に研修は終了しました。最後に、平成29年度国内研修旅行・九州北部豪雨災害観光復興支援の実施に際し、隈部様、徳永様、岩本様、池田様、そして泰泉閣様を始めとする地元関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。今後、当協会会員として今回の研修を生かし被災地方面へのお客様の送客を増やし、観光復興支援へ繋げるようより一層の努力をする所存でございます。

大分県支部

平成29年度（一社）全国旅行業協会
大分県支部主催苦情対応勉強会開催

土師隆富大分県支部長



大分県支部（土師隆富支部長）主催の苦情対応勉強会が、平成29年11月30日（木）に大分市NS大分ビル大会議室にて大分県支部会員32名、会員外2名参加のもと開催されました。勉強会は、午前11時より土師支部長の主催者挨拶がなされ、続いて講義が始まりました。

第一部は、山本厚弁護士（一社）全国旅行業協会顧問弁護士による「そうだったのか！旅行の法律 ver.1 明日から役立つケーススタディ」と題しての講義となりました。

旅行業者が日常業務で直面する「キャンセルタイミング」「取消料徴収可否」「行為能力（未成年等）」「受注型企画旅行の



山本厚弁護士

実額精算」「代金の表示間違い」「消費者契約法」「賠償責任」について旅行業約款及び関係する商法・民法について事例を加えて詳細にわかりやすく解説頂きました。

昼食休憩（50分）の後、第二部は中川宜和講師（一社）全国旅行業協会苦情弁済委員会副委員長による「苦情対応の基本」及び「苦情対応の実践編」と題して苦情が発生した場合の対応の仕方、注意事項、心構え、「最後の最後まで誠意ある対応」等わかりやすく説明を頂きました。

講義の中で「お客様からの声を活かす」事例から学ぶ旅行のQ & A」がANTANEWS11・12月号に同封され会員に配布されましたが、支部としてもこれを活かす方法を考える必要があると思います。又、大分の講義を受ける態



中川宜和苦情弁済副委員長

度が全員良いとお褒めの言葉を頂きました。質疑応答の後、本部事務局法定事業部の山崎次長より「新旅行業法の施行について」の説明が行われ、河井求支部運営委員が閉会の挨拶を行い15時に終了となりました。今回の勉強会に出席した受講生からは「次回も開催して欲しい」、「次回は会社の他の者も参加させたい」等大好評だったので会員のスキルアップのため、次回の開催を考えたと思っています。講師の先生方大変お疲れ様でございました。（大分県支部事務局 高野美和）

北海道・斜里郡

原生花園まで風光明媚な場所に建つ大型レストラン

オホーツク街道の原生花園よこ。浜っ小市場の二階にあるレストラン。晴れていると斜里岳をはじめ知床半島を遠望できます。座席数は400席。団体ツアーもお任せください。二階の市場では新鮮な海産物が豊富に取り揃えられており、お土産のお買い物にも便利です。

■総座席数…400席
■営業時間…10時～16時 ラストオーダー…15時30分
■定休日…年末年始 ■駐車場有り
■交通のご案内…北浜駅より原生花園方面へ車で3分
■住所…〒099-1360
TEL 0152-664-2370
FAX 0152-664-2380
WEB <http://tentozan.jp>



山梨県旅行業協会

茨城県旅行業協会、千葉県旅行業協会、山梨県旅行業協会
「徳島・秋の阿波おどり」鑑賞ツアーの実施



(二社)茨城県旅行業協会、
(二社)千葉県旅行業協会、(二社)
山梨県旅行業協会は、11月4
日(土)～6日(月)2泊3日の
日程で、「徳島・秋の阿波おど
り」鑑賞ツアーを実施いたし
ました。

本ツアーの企画・実施に至っ
た経緯は、昨年の同時期に徳
島県が阿波おどりの通年化
による観光誘客を図るため、
夏だけでなく「秋の阿波おど
り」の開催時期に併せて、徳
島県への旅行商品の造成につ
なげるために、関東及び京浜
地方支部長連絡会を招待し
ての「ファミツアー」が実施さ
れました。

その折、徳島県をはじめ、
(一財)徳島県観光協会、(二社)
徳島県旅行業協会の皆様に
大変お世話になりましたの
で、少しでもお返しをするた
めに、このツアーを企画し、(二
社)茨城県旅行業協会から
5名、(二社)千葉県旅行業協
会から4名、(二社)山梨県旅

行業協会から7名の16名で
実施いたしました。

(二社)茨城県旅行業協会
の木村進会長を団長とする一
行16名は、11月4日(土)午
後、徳島阿波おどり空港に到
着、(二社)徳島県旅行業協会
の大谷稔会長をはじめ、徳島
県観光政策課、(一財)徳島県
観光協会の皆様による歓迎
の横断幕での暖かい出迎えを
受けました。

その後、ホテルにチェックイ
ンし、夕食後、「阿波おどり会
館」での地元有名連による迫
力に満ちた阿波おどりを堪能
いたしました。

2日目の11月5日(日)は
午前中にイベント会場「アス
ティとくしま」で行われた
「第3回全国阿波おどりコン
テスト」を鑑賞し、全国から
集まった精鋭7チームによる
鍛えぬかれたパフォーマンスを
堪能いたしました。

午後は鳴門市へ移動し、大
型観潮船により徳島の観光
の目玉とも言える大迫力の
「鳴門の渦潮」を見学しまし
た。

その後、来年には開館20周
年を迎える「大塚国際美術

館」に入館、世界25カ国
190余の美術館が所蔵す
る至宝の西洋名画と陶板で原
寸大に再現された名画の数々
を、学芸員のわかりやすい案
内で鑑賞し、日本に居ながら
にしてできる世界の美術館巡
りを体験いたしました。

3日目の11月6日(月)は、
午前中に「藍の館」にて徳島
県特産の藍を使った藍染めの
体験、「阿波十郎兵衛屋敷」
にて国指定重要無形文化財
「阿波人形浄瑠璃」を鑑賞、
午後は四国霊場八十八ヶ所の
第一番札所である「霊山寺」
をボランティアガイドの案内
で参拝し、夕刻の全日空機で
徳島県のお世話になった皆様
の見送りを受け帰路につ
きました。

昨年に続いて、今回も素晴
らしい3日間を演出し大変
お世話になりました徳島県
観光政策課、(一財)徳島県観
光協会、(二社)徳島県旅行業
協会の皆様に深くお礼申し
上げるとともに、皆様が日夜
懸命に徳島県への観光誘客に
取り組んでおられる姿に感
動し、心から敬意を表したい
と思います。

即戦力の育成に最適なテキスト！

訪日外国人旅行者をサポートするインバウンドスタッフ育成

「インバウンド業務入門」

初代観光庁長官 本保 芳明 氏監修

外国人旅行者が日本入国から出国するまでの
流れに沿って必要な知識、スキル、マナー、
実務に必要な語学等、初心者にもわかりやすく
解説。社内教育やインバウンド業務に従事す
る方々等、幅広くご活用いただけます。

インバウンド業務入門



一般社団法人 日本添乗サービス協会
Tour Conducting Service Association in Japan

【定価】 2,300円(税込)

【テキストの主な内容】

- インバウンド(訪日外国人旅行)について
- インバウンドスタッフに求められるもの
- 接客マナーと身だしなみ ●インバウンド業務の実務
- 訪日客の安全管理 ●インバウンド実務英語
- マネジメントとは ●インバウンド業務に携わる者の知識と心構え

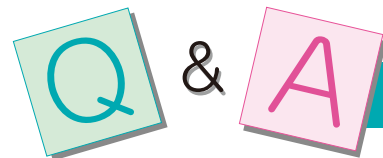
テキストのご注文等につきましては下記にお問い合わせください

一般社団法人 日本添乗サービス協会

〒105-0014 東京都港区芝1-10-11 コスモ金杉橋ビル6F

TEL:03-6435-1508 FAX:03-6435-1509

Email: tcsa@tcsa.or.jp URL: http://www.tcsa.or.jp/



連載コラム…第 5 回

で考える旅行法務へのささやかなる接近



服部 豊

(株)JALバックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

「取引条件説明書面」と「契約書面」

企画旅行（募集型企画旅行・受注型企画旅行）を実施するには、多くの書面の作成・交付が必要です。そこで、今回は「募集型企画旅行」にてお客さまを募集するにあたり作成する「募集広告」につき、最低限、どんなことに注意してどんな事項をどのように表示しなければならないかにつきご説明しましたが、今回は、2番目と3番目の順番にあたる、「取引条件説明書面」と「契約書面」につき、これらの書面の位置づけ、そして、「約款」や「旅行条件書」との関係につきQ&A方式で述べてみたいと思います。

Q.1 旅行業法や旅行業約款では、「取引条件説明書面」、「契約書面」、「確定書面」、「募集広告」、「企画書面」等、法律用語で言う「書面の名称」が出てきますが、その中で「取引条件説明書面」や「契約書面」とは、具体的にはどのような「書面」のことを言うのですか。

A.1

(1) いずれの書面の名称も旅行業法や約款で定められた「法律用語」です。その中で、「取引条件説明書面」や「契約書面」とは、簡単に言えば、下図に示した通り、①「取引条件説明

書面」＝「パンフレット」＋「旅行条件書」（全文のもの）、②「契約書面」＝「パンフレット」＋「旅行条件書」（全文のもの）＋「旅行代金等の領収書や各種チケット類」となります。
(2) 「取引条件説明書面」とは、契約規則（省令）等で、記載事項として定められた23項目の事項（別表参照）の全てが記載された書面の「総称」（パンフレット又は旅行見積書＋旅行条件書〔全文のもの〕）です。
(3) 「契約書面」とは、契約規則（省令）等により記載事項として定められた23項目の事項（別表参照）の全てが記載された書面の「総称」（パンフレット又は旅行見積書＋旅行条件書〔全文のもの〕＋旅行代金等の領収書や各種チケット類）です。

「説明書面」「契約書面」とは、つまり…のことです。

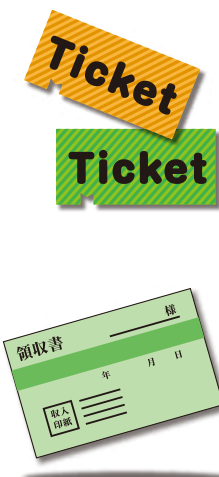
〔募集広告（パンフレット）〕



〔旅行条件書〕



〔旅行代金等の領収書や各種チケット類〕



主要旅行業者の旅行取扱状況速報 (平成29年6・7月分)

■平成29年6月分

【海外旅行】

総取扱額で対前年同月比109.0%となった。平成27年11月のフランスにおけるテロ等の影響により取扱額が落ち込んだことの反動が大きかったため、取扱額が前年同月を上回った。

【外国人旅行】

総取扱額で対前年同月比97.1%となった。前年同月には大型MICE案件があったところ、これと同規模の案件がなかったことから、取扱額が前年同月を下回った。

【国内旅行】

総取扱額で対前年同月比102.8%となった。前年同月に比べ、熊本地震等の影響により取扱額が落ち込んだことの反動が大きかったため、取扱額が前年同月を上回った。

■平成29年7月分

【海外旅行】

総取扱額で対前年同月比106.6%となった。前年度のリオオリンピック・パラリンピック関連の反動による減少があったが、夏休みの予約で韓国以外の方面において概ね好調であり、欧州も復調傾向となったため、取扱額は前年同月を上回った。

【外国人旅行】

総取扱額で対前年同月比113.4%となった。韓国からの訪日客が好調であり、取扱額が前年同月を上回った。

【国内旅行】

総取扱額で対前年同月比99.5%となった。九州・沖縄はやや好調であったが、それ以外の方面が低調であったため、取扱額は前年同月とほぼ同じであった。

【旅行会社からの聞き取り】

<無配当医療保障保険(団体型)>

全旅協生命共済制度 医療保障プラン 加入キャンペーンのお知らせ

会員・従業員の皆さま向けの福利厚生制度「全旅協生命共済制度 医療保障プラン」の更新募集が2月中旬から始まります。責任開始期(加入日)は、2018年6月1日です。

パンフレット・申込書は2月中旬に会員の皆さまへお届けします。

- お手頃な保険料で1泊2日の入院から保障します。
- 手術の保障もあります。
所定の手術を受けたとき、入院の有無にかかわらず、何度でも手術給付金を受け取れます。
- 医師の診査は不要で、簡単な告知でお手続きできます。
(ご加入の際にはパンフレットにて詳細を必ずご確認ください)

当制度にご理解を賜り、是非この機会にご加入をご検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

■引受保険会社 三井生命保険株式会社 公共・広域法人営業部 TEL.03-6831-8843

■ 企画旅行契約(募集型企画旅行・受注型企画旅行)の広告表示(募集型企画旅行)・書面への記載事項

	項 目	第12条の7	第12条の4	第12条の5
		契約規則第13条	契約規則第5条	契約規則第9条
	企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項	広告表示事項 「募集広告」 (募集型企画旅行)	取引条件説明 書面記載事項	契約書面 記載事項
①	企画旅行を実施する旅行業者(以下「企画者」という。)の氏名又は名称	●	●	●
②	企画者の住所並びに登録番号	●	●	●
③	企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨	●	●	●
④	企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	×	●	●
⑤	当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行う旨	×	●	●
⑥	旅行の目的地及び出発日その他の日程	●	●	●
⑦	旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項	●	●	●
⑧	旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	×	●	●
⑨	旅行者が旅行業者等に支払うべき対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	●	●	●
⑩	旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの	×	●	●
⑪	企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数	●	●	●
⑫	契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	×	●	×
⑬	契約の変更及び解除に関する事項	×	●	●
⑭	責任及び免責に関する事項	×	●	●
⑮	旅行中の損害の補償に関する事項	×	●	●
⑯	旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格	×	●	●
⑰	旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報	●	●	●
⑱	旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報	×	●	●
⑲	法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨(契規第3条第1号「取引条件説明事項」に規定する事項を表示して広告する場合を除く。)	●	×	×
⑳	当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地(外務員が書面を交付する場合にあっては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地)	×	●	●
㉑	個人情報に関する事項(「JATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン」による)	×	●	●
㉒	貸切バス会社名(国内募集型企画旅行のみ記載必要)	●	●	●
㉓	契約締結の年月日	×	×	●
㉔	旅程管理業務を行う者の同行の有無	●	注) ▲	注) ▲
㉕	旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあっては、旅行地における企画者との連絡方法	×	×	●
㉖	加入旅行業協会名(加入会社のみ)	●	●	●
㉗	旅行業公正取引協議会マーク又はロゴマーク(加入会社のみ)	×	●	×

注) ▲ ▲ 表示(記載)することが望ましい事項

前頁より

Q.2 「取引条件説明書面」や「契約書面」は、いつ、交付しなければなりませんか。

A.2

- (1) 旅行業者が企画旅行を実施するときは、「取引条件説明書面」や「契約書面」以外にもいくつかの書面を作成・交付しなければなりません。以下に、交付する時期とその順番を示しますので参照下さい。
- (2) 遵守しなければいけないことは、「取引条件説明書面」は旅行契約の締結前にお客さまに交付し、「契約書面」は、旅行契約の締結後にお客さまに交付することです。(旅行業法第12条の4第2項、同第12条の5)

＜企画旅行(募集型企画旅行・受注型企画旅行)＞

募集広告の作成(募集型企画旅行)・企画書面の交付(受注型企画旅行)



Q.3 別表によれば、「取引条件説明書面」と「契約書面」に記載しなければならない事項は、双方ともほぼ同じ内容となっています。

この場合、ほぼ同じことが書かれた書面を、旅行契約締結前と締結後に重複して2回交付しなければならないのですか。

A.3

- (1) いいえ。旅行契約締結前に交付した「取引条件説明書面」、具体的には、募集型企画旅行で言えば「パンフレット」+「旅行条件書」(全文のもの)
- (2) 受注型企画旅行で言えば、「旅行見積書」+「旅行条件書」(全文のもの)の記載内容に従って旅行契約が締結されたときは、当該書面に記載された事項については、「契約書面」の交付がなされたものとして取り扱うことになります。(旅行業法施行要領第10-(3) 取引条件の説明、契約書面及び広告)
- (3) 従って、旅行契約締結後に、新たに「契約書面」としての交付は必要が無く、「契約書面」として求められる旅行代金等の領収書や各種チケット類等のみを交付すれば事足ります。

Q.4 業界用語である「旅行条件書」(全文のもの)は、「取引条件説明書面」や「契約書面」の一部になる書面であることは理解できました。ところが、「旅行条件書」を各社が作成することは、容易ではありません。そこで、当社では、「旅行条件書(全文のもの)」の代わりに、印刷された、当社の「旅行業約款」を「パンフレットや旅行見積書」、「旅行代金等の領収書や各種チケット類」と併せてお客さまに交付したいと思います。こうすれば、「取引条件説明書面」や「契約書面」を交付したことになるのでしょうか。

A.4

- (1) いいえ。「旅行業約款」を交付することでは「取引条件説明書面」や「契約書面」を交付したことになりません。
- (2) なぜなら、約款では、別表で定めた項目のうち、⑧ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮しか記載されていません。従って、約款を「旅行条件書」に代えて交付しても、「取引条件説明書面」や「契約書面」に記載しなければならない事項が全て記載されていないので、「取引条件説明書面」や「契約書面」にはなりません。

Q.5 最後に、「取引条件説明書面」と「契約書面」に記載しなければならない事項には何があるのか、また併せて「旅行条件書」(全文のもの)の作成方法について教えてください。

A.5

- (1) 次頁の「別表」を参照願います。●は、「募集広告」に表示しなければならない事項を、また、●は、「取引条件説明書面」に記載しなければならない事項を、更に、●は、「契約書面」に記載しなければならない事項を表しています。
- (2) なお、「旅行条件書」の作成方法については、「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」を参照してください。

※「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」はANTA会員専用ホームページ(<http://www.anta.or.jp/mmb/law/koukoku.html>)よりご確認ください。

※巻間では「旅行条件書」(抜粋)、「旅行条件書」(要旨)のような「取引条件説明書面」として記載すべき事項を網羅していない「簡易版」の「旅行条件書」が散見されますが、このような「旅行条件書」は、旅行業法上は「取引条件説明書面」の機能を果たしませんので注意が必要です。

※2018年1月4日以降作成・交付する「取引条件説明書面」には「全国通訳案内士」又は「地域通訳案内士」の同行の有無を記載しなければならないことになりました。(改正旅行業法第12条の4第2項)

しかし、現時点では、訪日旅行者(インバウンド旅行者)が日本国内で旅行契約を締結する際に交付される「書面」のみへの記載が義務付けられる予定です。詳細が発表されましたら改めてご案内いたします。

雨が降ったら 要注意

タイ添乗時の注意点

バンコクで 世界的に有名なものに交通渋滞があります。

「ここまで渋滞するものなのか…」と思うほどですが、雨が降った場合は大変なことになります。

バンコクの雨は激しく、道路も冠水するほどなので、渋滞がますますひどくなります。

そういう訳で、添乗中は時間が読めません。今回はこんなバンコク、タイの添乗についてまとめます。



<タイ観光の注意点>

タイ観光時のマナー

現在、タイでは国民の90%以上が仏教徒とも言われるため、仏教に対する崇敬は、一般的な外国人旅行者にも求められます。

- ・僧侶に敬意を示す。
- ・精霊が宿るとされる人の頭には触れない。 …等です。

タイのバスの中でよく見かけるジャスミンは、仏教に対する崇拝を意味します。(ジャスミンはタイでは日本の母の日のカーネーションにあたるそうです)



バス車内のジャスミン

- また、
- ・王室に敬意を示す。
- ・左手や足の裏は不浄。
- ・人の足を踏がない。

…なども覚えておきたいマナーです。

タイ寺院での注意

タイ寺院での観光時は、肌の露出が多い服装(ミニスカート、ノースリーブ、短パン、サンダル等)は厳禁です。入場時に服装のチェックがよく行われますが、特にワット・ブラケオ、王宮は厳しくチェックされます。ツアーのお客様には入場する前日に「寺院入場の基準は、上は半そでより長いもの、下はくるぶしが隠れるもの」とご案内しています。



バンコク ワット・ブラケオ

体調管理

タイ観光で注意すべきは、やはりその暑さです。

タイ料理が辛いこともあって、体調を壊すお客様が続出します。このため、体調が良いときでも整腸剤を服用する…などのアドバイスを

庄司 正昭

(しょうじ まさあき)



国士舘大学 21世紀アジア学部教員。旅行業者・添乗員派遣会社等に勤務。添乗回数は海外国内を合わせ400回を超える。

しますが、旅の疲れも重なっているので体の調子を崩しがちです。

かつてお客様のひとりが体調を壊し、グループを離れ病院に添乗員がお連れしたことがあります。(グループ本体はガイドがハンドリング)

お客様は海外旅行保険に加入していましたが、現地ではとりえず本人が医療費全額を支払うタイプ(=日本に帰国後、保険金請求)だったため、デポジットのお金が大きく不足し診察を受けられない状態でした。日本の保険会社にコレクトコールをかけ、現地ではキャッシュレスで診察する形に何とか替えることができましたが、海外旅行保険は加入するだけでなく、実際どう現地で使えるのかも事前に確認する必要があります…ということを学びました。

コピー商品と規制品

バンコクの繁華街ではコピー商品=偽ブランド品をよく見かけますが、これは日本では「輸入禁止品」にあたります。またワニ皮、ヘビ皮の製品もよく見かけますが、これらはワシントン条約による「輸入規制品」にあたり、特別の許可書がないかぎり日本に持ち込むことはできません。

添乗員として日本の税関に関する正しい知識をお伝えする必要があります。

移動手段

バンコク市内の交通機関には、地下鉄、タクシー、トゥクトゥク(=3輪タクシー)、舟などがありますが、フリータイムのお客様には使いやすいタクシーとトゥクトゥクをお勧めしています。上手く利用すれば効率よく移動することが可能です。

注意が必要なのは、雨が降ったときです。

渋滞で全く進まず、フリータイム後の集合時刻に遅れるお客様もいるので、事前に注意したほうが良いでしょう。



トゥクトゥク

続いて、バンコクと近郊の観光地を見てみます。

<バンコク及びその近郊の添乗>

ワット・ブラケオと王宮

本堂にエメラルド色の仏像を祀ることから「エメラルド寺院」とも呼ばれる、タイ王室の守護寺院です。

この寺院と同じ敷地内にある王宮観光時は、入場時にパスポートのコピーが必要になります。

また、多くの観光客でごった返しているため、観光案内はガイド

有益な情報を素早く入手し、的確に対応することが今の時代を生き抜く力。週刊「観光経済新聞」は、観光業界で働く人々に最も愛読されている業界専門紙。時の出来事や話題、流行が分かりやすく凝縮されており、明日の経営のヒントが見つかるはず。

情報をつかみ、時代の波に乗ろう！

週刊

観光経済新聞

宿泊・旅行業・運輸・自治体(観光全般)

kankokeizai.com

週刊「観光経済新聞」の概要

創刊 1950年(昭和25年)4月1日
発行日 毎週土曜日(月4回)
体裁 A2版(大判)12~32ページ 建て
発行部数 5万9000部
購読料 年間1万1340円
(郵送料、消費税込み)

見やすく分類された紙面構成

総合面	旅行業・運輸
観光行政、団体などの時事ニュース	旅行動向、旅行商品、人事異動など
国際観光	地域観光
訪日外客動向、アジアニュースなど	観光スポット、イベント、地域振興など
旅館・ホテル・施設・団体	商品・トレンド
新装、改装、設備投資、業界活動など	経営に役立つ商品、トレンド情報

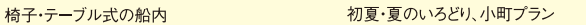
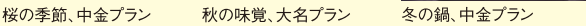
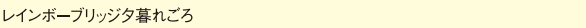
購読のお申し込みは

観光経済新聞社

〒110-0008
東京都台東区池之端 2-7-17 井門池之端ビル
TEL : 03-3827-9667
FAX : 03-3827-9730
E-mail : info@kankokeizai.com
支局=北海道・東北・西日本

見本紙を無料で差し上げます

週刊「観光経済新聞」をご覧いただいたことのない方々に見本紙を無料でお送りします。一度手にして、充実した紙面内容をその目でお確かめください。氏名、住所、電話番号を明記のうえ「見本紙希望」と添えて、ファックスまたはEメールで当社までご連絡ください。



【料金】 中金グルメプラン 10,800円(税込)、小町
 グルメプラン 14,040円(税込)、大名グルメプラン
 16,200円(税込)、※3プランとも飲み放題つき
 松花堂ランチプラン ¥7,560円(税込) 2ドリンク
 クのみ ※各プランに寿司をけると可、要相談。
 JR交通のご案内 京浜急行北品川駅下車 徒歩3分
 品川駅下車 徒歩10分
 ■住所 ・・〒140-0002
 東京都品川区東品川1-1-17
 TEL 03(3747) 4531
 FAX 03(3740) 4646
 WEB <http://www.nakakin.com/>

ぎらめく東京湾の夜
屋形船 中金

『きらめく東京湾の夜景』を

にまかせ、添乗員はお客様を見失わないことに集中するのがベストです。「一度はぐれてしまうと、探し出すのが困難な場所」であること
を前もってお伝えしても良いでしょう。

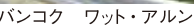
全身46メートルある寝釈迦仏を安置し、「ねはん寺」とも呼ばれます。また、タイ最初の大学(＝タイ式マッサージの総本山)でもあり、寺院内で本格的なマッサージを受けることも可能です。



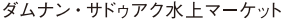
チャオプラヤ川ほとりに建つ巨大な仏塔がシンボルで、別名「暁の寺」と呼ばれます。

夕陽を背景にしたシルエットはフォトジェニックな眺めです。

この寺は王宮から舟で行きますが、ワットアルンの棧橋が川の水で大きく揺れることがよくあります。お客様によっては、バランスを崩されるほどの揺れなので注意が必要となります。



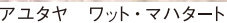
バンコクから車で約2時間、小船が集まるタイ名物の朝市＝ダムナン・サドゥアク水上マーケットがあります。通常のツアーではゆっくり進む手漕ぎボートに乗らず、速度の速いエンジンのついた舟を利用する場合も多く、お客様から「えっ！ボートでのんびり買い物できないの?」という声もあります。



バンコクから車で約1時間半のアユタヤは、14世紀から約400年にわたり栄えた「アユタヤ王朝」の都です。長いビルマ軍との戦いに破れ、1767年に陥落しました。

仏像の頭部が木の根に自然にとりこまれた遺跡が残ることで有名な寺院です。

ビルマ軍によって破壊された仏像の頭部に、鳥が運んだ木の種が成長し自然に絡んだものと言われています。1956年に発見された黄金仏や宝飾品は、同じアユタヤにある「チャオ・サム・ブラヤ国立博物館」に展示され、美術品の宝庫と呼ばれています。



アユタヤ最大規模の寺院で、アユタヤ王朝3人の王の遺骨を納めた仏塔が残ります。現在、修復はほぼ終了し、仏塔の途中まで登ることが可能です。



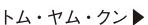
「タイ旅行でしたいこと!」の上位に入るのが「タイ料理を楽しむ」というものです。

新鮮なスパイスをふんだんに使い、「とにかく辛い!!」という印象がありますが、日本人観光客には口に合うようにマイルドに調理してくれています。「甘・辛・酸」の3つの味が楽しめる奥深い料理です。

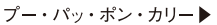
「タイ風のすき焼き」がもと…とも言われる鍋料理です。シメにダシの効いたスープでつくる雑炊は絶品です。



日本人にも有名な、貝と海老を使った酸味と辛味の効いたスープです。



ワタリガニをカレー風味で炒めたもので、人気店「ソンブーン」はグループの予約も受けてくれます。

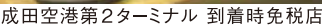


バンコクの雨季は一般に5月～10月といわれますが、ガイドさんによると「長い間、雨季の期間はほぼ一定していましたが、最近は明け方の雨が多くなり、雨の時期がずれてきている」ということでした。

地球温暖化の影響がこんなところにも現れているようです。
気候が多少変わっても全く変わらないもの…それがタイの「マイペンライ=大丈夫、気にしない」という考え方です。添乗で行くとガイドさん、ドライバー、ホテル、さらにレストランでもよくこの言葉を聞きます。
何があっても「マイペンライ」…これがタイ人のおおらかで優しい国民性、「微笑みの国」の基になっているのかもしれない。

***「到着時免税店」のオープンについて**

2017年9月～12月、成田空港第2ターミナル、第3ターミナル、第1ターミナルの順に「到着時免税店」がオープンしました。これは、平成29年度の税制改正＝「入国旅客が到着時、免税店において購入して輸入する外国貨物について、携帯品免税制度の対象として国内消費税を免除する」によるものです。「第2ターミナル到着時免税店」は検疫検査場の手前にあります。「出国時免税店」に比べるとスペースは小さく、免税商品も外国産のお酒、タバコなどの一部に限られるものの、帰国した空港で免税品を購入できるのは、旅行者にとって新たな大きな魅力となります。



車庫から羽田空港まで**5分**

関自旅1第 158号

羽田空港交通株式会社



新運賃制度にも合理的に適用でき、
安心して貸切バスをご利用できます。

大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。



■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。
安全運行・確実な送迎で承ります。

● 東京事業所：東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
● 神奈川事業所：神奈川県川崎市川崎区東扇島90
● 千葉事業所：千葉県木更津市本郷1-11-23
【ホームページアドレス】 <http://haneda-bus.com/>
【メールアドレス】 info@haneda-bus.com

お申込みは 羽田空港交通株式会社

TEL 03-6423-8519 FAX 03-6369-3436

本社：東京都大田区東糀谷3-15-5 車庫：東京都大田区羽田旭町10-1



東京観光はもちろん、バスツアーなら

“安心”と“感動”を
笑顔にのせて...

はとバス

コースの
ご予約は

TEL.03-3761-1100

団体でのご利用は

TEL.03-5777-0695

ホームページからの予約も受付中!
<https://www.hatobus.co.jp/> **株式会社はとバス**

東京都知事登録旅行業第2-2379号
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1



<http://facebook.com/hatobus>



http://twitter.com/HATOBUS_JP



大好評
運行中!!

英語 中国語 韓国語 スペイン語 タイ語
フランス語 インドネシア語 ベトナム語

GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム
“TOMODACHI”

【オーソラ・ミオ】にはGPSによりバスの走行に合わせたリアルタイムな音声ガイド(TOMODACHI)で海外のお客さまにも東京観光をお楽しみいただけます。



お土産コーナー



工場内
オランダせんべい

山形県・酒田市
東北のソウルフード「オランダせんべい」
オランダせんべいFACTORY

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を一般公開。日本一長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールドなどお楽しみが盛りだくさん。

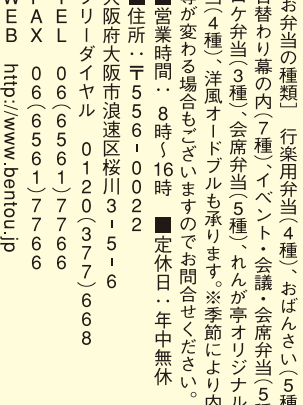
〔営業時間〕 9時～16時 年中無休(臨時休業あり)
〔料金〕 一般300円 中学生200円 小学生以下および65歳以上 無料 ※団体割引有り
〔駐車場〕 普通車40台 大型バス10台
〔交通のご案内〕 J.R酒田駅から車で10分
東北自動車道 酒田ICから車で約5分
■住所…〒998-0832
山形県酒田市両羽町224
TEL 0234(24)50017
FAX 0234(24)50009
WEB <http://www.sakatabeika.co.jp>



おばんざい金器御飯 2,000円



おばんざい山科 1,260円



松花堂幕の内 840円

大阪府・大阪市
**行楽弁当からごだわりの京風弁当「おばんざい」まで
手作り料理 れんが亭**

仕出し弁当をはじめお花見などの行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、などスポーツ祭の行事用のお弁当、法事、法要など慶弔用の会席のお弁当も賜ります。また、当店のこだわり弁当として四季折々の旬の食材を使った女性に人気の京風弁当「おばんざい」シリーズも好評です。

「お弁当の種類」 行楽用弁当4種、おばんざい(5種)、日替わり幕の内7種、イベント・会議・会席弁当(5種)、ロケ弁当3種、会席弁当(5種)、れんが亭オリジナル弁当(4種)、洋風オーダーフルも承ります。※季節により内容等が変更の場合もございますのでお問合せください。

■営業時間…8時～16時 ■定休日…年中無休
■住所…〒556-1002
大阪府大阪市浪速区桜川3-17-6
フリーダイヤル 0120(377)668
TEL 06(6561)7766
FAX 06(6561)7766
WEB <http://www.bentou.jp>



モーリヤ厳選牛ステーキ



菊の紋章が神戸牛の証
最大40名様までご利用可

兵庫県・神戸市
**神戸牛を扱って百三十余年！
神戸ステーキレストラン モーリヤ三宮店**

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすすめてです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、徒歩で30秒の所に本店がございます。

「お料理」コース料理(税別)
ランチコース 3,700円～15,800円
ディナーコース 5,500円～16,400円

「施設内容」 座席40席
「営業時間」 ランチ 11時～15時
ディナー 15時～22時(21時LO)
■交通のご案内…J.R三宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分
■住所…〒650-0012
兵庫県神戸市中央区北長狭通丁目9-9 第1岸ビル3F
TEL 078(321)1990
FAX 078(321)1995
WEB <http://www.mouriya.co.jp>

安全・安心でより快適に、 旅するよろこびを、一人でも多くの方へ

多彩な車両ラインナップで皆様のご利用をお待ちしています。



西日本JRバスサービス



ハイデッカー観光バス49人乗り(内補助席9席)

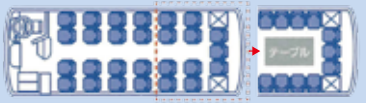
主な装備品 トイレ テレビ DVD/CD 冷蔵庫 湯沸器

フリーWi-Fi利用可能な車両もあります。



スーパーハイデッカー観光バス53人乗り(内補助席8席)

主な装備品 テレビ DVD/CD カラオケ 冷蔵庫 湯沸器 FreeWi-Fi



ハイデッカー中型観光バス27人乗り

主な装備品 サロン テレビ DVD/CD 冷蔵庫 湯沸器 FreeWi-Fi USB電源 カラオケ



小型観光バス23人乗り
(内補助席7席・車椅子2席を含む)

主な装備品 テレビ DVD/CD

車椅子対応福祉車両

お問い合わせ

西日本ジェイアールバスサービス株式会社
〒554-0033 大阪市此花区北港 1-3-23
TEL:06-6485-7700

ホームページアドレス

<http://www.wjbs.co.jp/>

島根県・松江市
海鮮問屋 博多

巨大かに看板が目印。一年中かに料理が味わえると地元でも絶大な人気を誇る「海鮮問屋 博多」。かに料理、海鮮料理を中心に、お肉料理や旬の食材を使った季節料理などメニューもバラエティ豊か。名物ランチ、お昼ままだは美味しさと驚きのボリュームが好評です。店内は座敷個室が中心となっております。ゆつくりとお料理を楽しめます。

「ランチ」※4月～10月ズウィガ、11月～3月松葉かにお昼ままだに鯛うににより選べます。1,680円
かに一杯付お昼ままだに鯛うに 3,300円
コース
おまかせまな板盛りフルコース 4,000円
かにづくし 6,800円
かにフルコース 7,800円

■席数…個室2、80名様、200名様様収容。
■営業時間…11時30分～14時 17時～23時
■大型バスOK
■交通のご案内…J.R松江駅から300m(徒歩約8分)
■住所…〒690-0006
島根県松江市伊勢宮町517
TEL 0852(28)71000
FAX 0852(28)71000
WEB <http://www.nakata-jp.com>



外観(幅6メートルの巨大かに看板が目印)



かに一杯付お昼ままだ



豪快!まな板盛り



かにづくし 6800円
※写真はイメージです。※写真は四人前です。



かにフルコース 7800円
※写真はイメージです。※写真は四人前です。

平成29年10月・11月 正会員退会者

● 平成29年10月分

登 録 番 号	名 称	代 表 者
北海道 2-589	(株)SKYBUS	チャーチルジェレミー
栃木県 3-681	(株)グリーン観光旅行社	早乙女善明
東京都 3-3475	(株)シーティーシー	池田 輝夫
東京都 3-5219	パリ観光(株)	畠山 敏雄
大阪府 3-900	(株)太陽旅行	福田 経三
広島県 2-397	(株)田島観光	今川久美子
長崎県 3-144	(株)長崎ツーリスト公社	吉村 徳明

● 平成29年11月分

登 録 番 号	名 称	代 表 者
北海道 3-652	(一社)ハ雲観光物産協会	平野百合子
北海道 2-684	キラクサービス(株)	松永ひろみ
東京都 3-3624	(株)ニシマチ	佐藤 妙子
東京都 3-6716	アイ・クリエイト21	橋川 容治
東京都 3-6801	(株)ベストツアー	和田 彰
東京都 2-7330	大江戸温泉物語(株)	森田 満昌
静岡県 2-436	(有)宿泊案内センター	加藤 大樹
静岡県 3-494	(株)アサック	安田 昭雄
滋賀県 3-248	地域観光プロデュースセンター	吉見 精二
奈良県 3-192	高田観光旅行社	籾谷 裕啓
大分県 2-159	(株)ビッグファイブ	櫻木 政文
宮崎県 2-55	南西観光(有)	梯 正二

平成29年10月・11月 正会員入会者

● 平成29年10月分

登 録 目 入 会 目	登 録 番 号	名 称	代 表 者	登 録 目 入 会 目	登 録 番 号	名 称	代 表 者
H29.10.12 H29.10.19	北海道 2-729	(株)星野リゾート・トマム	徐 暁亮	H29.10.06 H29.10.06	愛知県 3-1436	(株)リンクス	西川 寮三
H29.10.18 H29.10.25	北海道 2-730	(株)ミネカ・ジャパン	孫 青華	H29.10.23 H29.10.25	愛知県 2-1438	(一社)ツーリズムとよた	太田 稔彦
H29.10.24 H29.10.30	北海道 2-731	(株)じょうてつ	原田 寛	H25.03.15 H29.10.10	大阪府 3-2658	(株)ヨワ	小松 実慈
H29.10.06 H29.10.11	青森県 3-156	(一社)しちのへ観光協会	田中 忠則	H29.10.02 H29.10.02	大阪府 3-2909	(株)トラベル・フロンティア	窪川 行一
H22.01.15 H29.10.10	宮城県 3-333	(株)大崎観光トラベル	相澤 弘己	H29.10.18 H29.10.24	大阪府 2-2912	(一財)関西観光本部	松本 正義
H29.10.10 H29.10.18	山形県 2-286	(一社)米沢観光コンベンション協会	小嶋彌左衛門	H29.09.26 H29.10.02	兵庫県 3-746	(株)廣瀬商会	廣瀬 高志
H29.10.20 H29.10.25	栃木県 2-713	(一社)那須町観光協会	廣川 琢哉	H29.10.06 H29.10.10	兵庫県 2-747	(株)出石まちづくり公社	大橋 直人
H02.11.30 H29.10.10	埼玉県 2-550	(有)清水観光サービス	清水イネ子	H29.10.05 H29.10.10	和歌山県 2-306	(株)AWESOME TOURS	田村 暢啓
H29.10.05 H29.10.06	千葉県 3-975	(株)AITトラベル	伊藤 茂博	H29.10.03 H29.10.03	岡山県 2-393	エーゼロ(株)	牧 大介
H29.08.03 H29.10.10	東京都 3-7411	Bloomways Travel Japan(株)	内田 洋	H29.09.26 H29.10.02	広島県 2-429	(株)SHOコーポレーション	今川 昭三
H29.10.26 H29.10.31	東京都 2-7449	大江戸温泉物語グループ(株)	森田 満昌	H29.02.22 H29.10.10	福岡県 2-861	(株)ボケカル九州	田嶋 啓
H29.10.26 H29.10.27	東京都 3-7451	(株)ニシマチ旅行事業部	白井 登	H29.10.24 H29.10.25	長崎県 3-190	長崎旅行企画(株)	本田 孝治
H29.08.25 H29.10.10	神奈川県 2-1099	湘南トラベル(株)	木地本健太郎	H29.10.02 H29.10.05	大分県 地-213	(一社)中津耶馬溪観光協会	奥塚 正典
H20.04.17 H29.10.10	新潟県 2-362	(株)エンゼル	安藤 敏幸	H29.10.03 H29.10.11	大分県 2-214	(一社)国東市観光協会	三河 明史
H29.10.01 H29.10.02	新潟県 3-413	キャッツサービス	金子 久司	H29.10.02 H29.10.04	鹿児島県 2-258	(株)Fun Fan企画	山口 陵子
H29.02.27 H29.10.10	長野県 2-589	(株)伊那自動車教習所	伊藤 哲雄	H29.10.10 H29.10.16	鹿児島県 地-259	(NPO)まちづくり地域フォーラム・かしま探検の会	東川隆太郎
H29.10.10 H29.10.13	長野県 2-599	木島平観光(株)	日基 正博	H29.10.13 H29.10.25	鹿児島県 2-260	(株)熊毛運輸	柴 八代志
H29.10.13 H29.10.26	長野県 2-600	(一社)木曽おんたけ観光局	松井 淳一	H29.10.18 H22.07.26	秋田県 3-144※	BEST TRAVEL(株)	児玉 公久

● 平成29年11月分

登 録 目 入 会 目	登 録 番 号	名 称	代 表 者	登 録 目 入 会 目	登 録 番 号	名 称	代 表 者
H29.08.08 H29.11.07	宮城県 3-382	(株)阿部長商店	阿部 泰浩	H29.09.11 H29.11.07	新潟県 3-414	新潟・佐渡観光推進機構(株)	小川 健
H29.11.24 H29.11.30	福島県 2-364	(株)報徳観光バス	佐藤 慶直	H29.11.09 H29.11.10	長野県 3-601	新松観光	松村 康文
H29.11.07 H29.11.13	茨城県 3-646	サンライト旅行(合同)	沼田 清文	H29.11.09 H29.11.14	長野県 地-602	しなの観光(株)	鮎澤 貴
H29.11.02 H29.11.02	千葉県 3-977	(合同)いちのみや観光局	宇佐美信幸	H29.11.22 H29.11.27	長野県 地-603	(一社)信州とうみ観光協会	峯村 文博
H29.10.19 H29.11.01	東京都 3-7447	(株)レミナン	高野 玲至	H29.11.02 H29.11.30	愛知県 3-1441	(株)大地観光バス	鮑爾 吉徳
H29.10.26 H29.11.01	東京都 3-7454	T&P TOURISM(株)	小林 充	H29.11.07 H29.11.10	三重県 3-372	(株)美林開発	西山加津哉
H29.11.02 H29.11.02	東京都 地-7455	(一社)江東区観光協会	秋山 利裕	H19.04.27 H29.11.07	大阪府 2-2413	カワムラ実業(株)	川村 智一
H29.11.02 H29.11.02	東京都 3-7456	(株)G.A Tourist	小林 寛之	H29.11.01 H29.11.01	大阪府 3-2913	(株)ISJ Travel	阿賀 欣也
H29.11.02 H29.11.02	東京都 3-7457	(合同)オ・フィル・デュ・ジャポン	ムラール・マリ	H29.10.26 H29.11.01	愛媛県 3-201	(一社)西条市観光物産協会	関野 邦夫
H29.11.09 H29.11.20	東京都 3-7462	(株)ケアサービスひかり	粕谷 正幸	H29.11.01 H29.11.06	宮崎県 2-167	(株)アイロード・プラス	小池 栄子
H29.11.09 H29.11.10	東京都 3-7463	(株)ACA	板井 仁志	H29.11.07 S55.01.17	茨城県 3-645※	富士観光ツーリスト	高野カツ子
H29.11.30 H29.11.30	東京都 2-7471	(株)バッファロー・ツアーズジャパン	平山 篤				

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を、地は「地域限定旅行業」を示す。「名称」の(一財)は一般財団法人、(一社)は一般社団法人、(NPO)は特定非営利活動法人、(合同)は合同会社の略称を示す。

熊本県・黒川温泉

日常を離れ、四季折々の自然と温泉の寛ぎを味わう癒しの宿
湯峡の響き 優彩

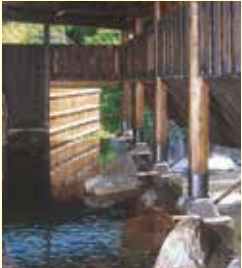
筑後川の源流沿いに建つ和風旅館。四季折々に変化する大自然の中でどこにもないとびっきりの湯絵巻をお楽しみ下さい。

「お部屋」和室が中心ですが和洋室、露天風呂付特別室の他、超人気の別館「灯小路」につき、本館「灯小路」がオープンいたしました。
●チェックイン／15時 チェックアウト／10時
和3／洋2／和洋21／その他2
「お料理」山の素材中心の和食の創作会席。
●食事処 タ・朝食／部屋または食事処
「その他特色」黒川温泉の趣向をこらした露天風呂めぐり入湯手形が好評です。

■料金 1泊2食、サ・税込(大人1名)
平日・休日 休前日
1室2名 16,950円 17,950円
1室4名 16,950円 17,950円
1室3名 16,950円 17,950円
1室2名 19,050円 20,050円
※小学生は大人料金50%、
※[特] 12/31～1/3
※1室利用人数2名～5名
■交通のご案内…大分自動車道日田ICより50km
■豊肥線 阿蘇駅よりバスで50分
■住所…〒869-2402
熊本県阿蘇郡南小国町満願寺北黒川6554
TEL 0967(44)0111
FAX 0967(44)0115
WEB <http://www.yusai.com/>



外観



渓流の湯



灯小路へのアプローチ



本館和室



「竹林の湯」大浴場

< 全旅より新しいサービスのお知らせ >

対面型カード決済サービス

対面決済で
ご利用可能!!

全旅ペイメント

×
Airペイ

必要なのは iPad または iPhone と
専用カードリーダー だけ

おトクでカンタン、気軽に導入できます

※加盟店契約は、決済サービス「Airペイ」を提供する
株式会社リクルートライフスタイルとの契約になります。

メリット
1

決済手数料 は 業界最安水準 ※2

Visa / Mastercard®



1.45% ※1

JCB / American Express / Diners Club / DISCOVER



3.74%

※1 決済手数料1.45%はVisa、Mastercard®のみとなります。 ※2 2017年4月1日時点

メリット
2

振込手数料・月額利用料

無 料

※初期費用として、専用カードリーダー代19,800円が
必要となります。
※iPadまたはiPhoneは、お客さまにてご用意いただきます。

メリット
3

最新のセキュリティで
安心・安全

読み取ったカード情報は、暗号化され
iPadまたはiPhone、専用カードリーダーに残らないため、
安心・安全な取引が可能です。

お申込み内容に不備がない場合、審査結果のメール通知まで3週間程度の期間が必要となります。
また、メール通知後、1週間程度で専用カードリーダーを配送いたします。
※目安の期間となりますので、審査状況、配送状況、およびカード会社の事情により、さらにお時間がかかる可能性があります。

お申込み
お問合せ



株式会社 全旅 〒104-0061 東京都中央区銀座1-15-4 銀座一丁目ビル6F
TEL.03-5250-7856 (9:00~17:30 / 土・日・祝 休み)



正会員 入会条件変更のご案内

入会条件が
保証金 (20万円~) + 連帯保証人 (原則代表者1名)
となりました。

新制度入会条件概要 (2017年9月1日以降申込から適用)

1名もしくは2名必要としておりました連帯保証人を、原則代表者1名に変更させていただきます。
(個人事業主の場合は、代表者以外の者1名)
併せて、ご入会申込時の条件に基づき設定しておりました月額の発券限度額につきましても、
保証金の10倍に統一させていただきます。

	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
8月31日 まで	開業から1年以上	5万円	20万円~200万円 (月額発券額に応じて設定)	100万円~ 2,000万円	1~2名要	券面金額の 0.4%



変更後	開業から1年以上	5万円	20万円~300万円	保証金×10倍	原則代表者 1名	券面金額の 0.4%
-----	----------	-----	------------	---------	-------------	---------------

- 加盟受入施設への100%保証を実施している為、ご入会には審査をさせていただいております。
- 連帯保証人なしの設定も可能です。その場合、銀行保証(保証金20万円)または保証金のみを預託していただき、
月次発券限度額は、銀行保証取付額または預託する保証金の1/2相当額となり、発券保証料はいただきません。
- 入会から1年間は、保証金200万円/月次発券限度額2,000万円が上限となります。(準会員からの移行は除く)
- 月次発券限度額を超える発券はできませんのでご了承ください。
- 入会後に月次発券限度額引上げをご希望の場合は、保証金の変更により月次発券限度額の引上げが可能です。
- 準会員制度については、変更はございません。

	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
準会員	開業から1年未満可	5万円	不 要	100万円 (固定)	原則代表者 1名	券面金額の 1.98%

全旅クーポン会にご入会いただきますと、
(株)日本旅行販売予約システム【aLINE】の商品が
全旅クーポンで精算可能です!!

保証金
不 要

精算
月1回
(後払い)

ノルマ
なし

クーポン会員様と(株)日本旅行様との提携契約を全旅が代理して締結致します。
(株)日本旅行様への保証金が不要、ノルマもありません。
(株)日本旅行様へのお支払は全旅クーポンで行いますので、精算は月1回です。(毎月20締め/翌月20日払い)

全旅クーポン会員特別料金でご利用可能

通常は、
初期導入費: 1台目 10,000円(税別)
2台目~ 5,000円(税別)
利用料: 年間 60,000円(税別)



全旅クーポン会員特別料金
初期導入費: 1台につき5,000円(税別)
利用料: 年間 24,000円(税別)

【お問い合わせ先】

株式会社 全旅 クーポン事業部 TEL 03-5250-2088 FAX 03-5250-2085
E-MAIL coupon@zenryo.co.jp

ブロードリーフ、7回連続出展!!

第13回国内観光活性化 フォーラム in こうち



詳細・
お申し込みは
こちら

場所 高知県民文化ホール オレンジホール・ロビー(1・2階)第1展示場 <https://goo.gl/6n2xix>

デモの事前予約で特製グッズプレゼント!

「とりあえず3,4コース見てみたい」という お客様のオーダーにお応えします!

行程表や見積書がすぐできる!

目的地を地図から選ぶだけで行程表が完成!

地図使用承認 © 昭文社第55G013号

■ 拝観入場料の団体料金を計算・
観光施設のホームページへリンク

■ 見積書自動作成
■ ワープロ入力ほとんどなし!
■ PDF書き出し可能!

全国の豊富な施設
データから検索・選択

地図からも
施設検索・ルート確認

コース経路時間を
自動検索・計算

行程表完成!

業界最大級の
データベース搭載

観光施設データ
約122,000件

道路・移動データ
時間・距離・料金

宿泊施設データ
約19,000件

時刻表データ
鉄道・飛行機・船

学校地点データ
約73,000件

ネットワークに対応した最新版!

バス運行管理システムSPと連動して使いやすい!

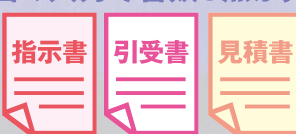
旅行業営業支援
ネットワークシステム

TR.NS

旅行業システムSP

バス料金見積上限下限を引受書に正しく記載!

1回の入力で書類3点が完成!



- 「DTS-C1」「DTS-C1D」「DTS-D1A」「DTS-D1D」
(富士通製) / ITP-WebService よりCSV出力
- 「DTG3」「DTG4」(矢崎製) / SDVシステム よりCSV出力
- 「DTG5」「DTG7」(矢崎製) / ESTRA よりCSV出力

デジタコ of データを取り込むことができます!



バス運行管理システムSP

商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは

<http://www.traveroute.jp/>

トラベルルート 検索



株式会社ブロードリーフ 特販部
メールでのお問い合わせはproduct_info@broadleaf.co.jp

0120-47-2610

受付時間 9:00~17:30
(土日祝・年末年始を除く)

Copyright © 2018 Broadleaf Co., Ltd.

当選者5名様 にクオカードが当たる!

パズルでひと息

パズルの
カギ

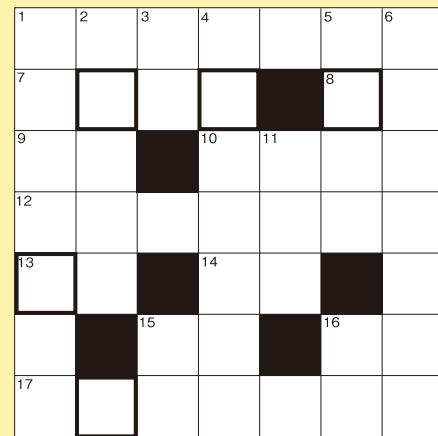
- ①殺意があれば殺人罪で、なければ刑法210条で
- ②ヒトの脚力・○○○○○・持久力を増進させるパワードスーツ。
- ③楚王項羽の寵姫。
- ④両生類・は虫類・裸子植物の天下、環太平洋造山帯が形成される。
- ⑤危難を救おうと、神が吹かせるという激しい風。
- ⑥よいことがある一方、悪いこともある。⑪○○○の花びらが開いていたら「晴れ」。
- ⑦「○○切り雀」
- ⑧どこでも○○ドラえもののひみつ道具。

- ①日本人ではじめてチベット入国を果たしました。
- ⑦○○○○○の精神、学の独立。
- ⑧やは肌のあつき血汐にふれも見て さびしからずや○○を説く君 晶子
- ⑨熱心な○○師と知られている 開高 健。
- ⑩好物は団子—○○○○八兵衛(黄門さま—)。
- ⑫給与所得者の源泉所得税は○○○○○○○。
- ⑬仏教、four pains.
- ⑭♪○○に裂かれる恋もあり、夢に消される○○もある。
- ⑮羊歯
- ⑯印象派のフランス人、エ○○—・○○。
- ⑰昭和49年10月14日の巨人—中日戦、長嶋茂雄の現役○○○○○○○。

プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャースタイルビル 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、2月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。

黒太粹に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。
【ヒント】 待ち遠しいです



11・12月号のパズルの答え

ブンカサイ

ア	イ	ス	フ	オ	ー	ル
ワ	ザ	キ	ン	ク		
ヲ	ト	ヨ	フ	セ		
フ	ク	オ	ウ	ン	デ	ン
カ	ツ	カ	ワ	ハ	ブ	
セ	キ	オ		サル		
ル	ー	チ	ン	ワ	ー	ク



全旅協の動き

12月1日～1月31日

- | | | | |
|-----------|---------------------|-----------|----------------------|
| 12月29日(月) | 改正旅行業法施行
常任委員長会議 | 12月26日(火) | 近畿地方支部長連絡会(和歌山) |
| 12月24日(水) | 改正旅行業法説明会(大坂) | 12月19日(火) | 平成29年度第3回研修実務小委員会 |
| 12月23日(火) | 改正旅行業法説明会(愛知) | 12月18日(月) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |
| 12月19日(金) | 改正旅行業法説明会(宮城) | 12月15日(金) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |
| 12月18日(木) | 改正旅行業法説明会(北海道) | 12月14日(木) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |
| 12月17日(水) | 改正旅行業法説明会(沖縄) | 12月13日(水) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |
| 12月15日(月) | 改正旅行業法説明会(東京) | 12月12日(火) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |
| 12月11日(木) | 改正旅行業法説明会(東京) | 12月11日(木) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |
| 12月10日(水) | 改正旅行業法説明会(東京) | 12月10日(水) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |
| 12月4日(木) | 改正旅行業法説明会(東京) | 12月4日(木) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |
| 12月1日(金) | 改正旅行業法説明会(東京) | 12月1日(金) | 旅行業公正取引協議会第6回理事会(東京) |

渡航情報(スポット情報)

問い合わせ先

- ◆外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全担当)
TEL: 03-5501-8162(直通) TEL: 03-3580-3311(代表)(内線 2902・2903)
平日 9:00~12:30/13:30~17:00 土日祝日は休み
- ◆インターネット/外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をしっかりとかたちにしています。



幹事会社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



A I U 損 害 保 険 株 式 会 社



東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記
までお願い致します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第五課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.03(3231)2201